

平成 19 年 3 月 14 日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の
各一部を改正する省令案について
(平成 19 年 1 月 10 日 諮問第 1 号)

[1.5GHz帯3G、3G用エントランス回線の導入等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(新田課長補佐、工藤係長)

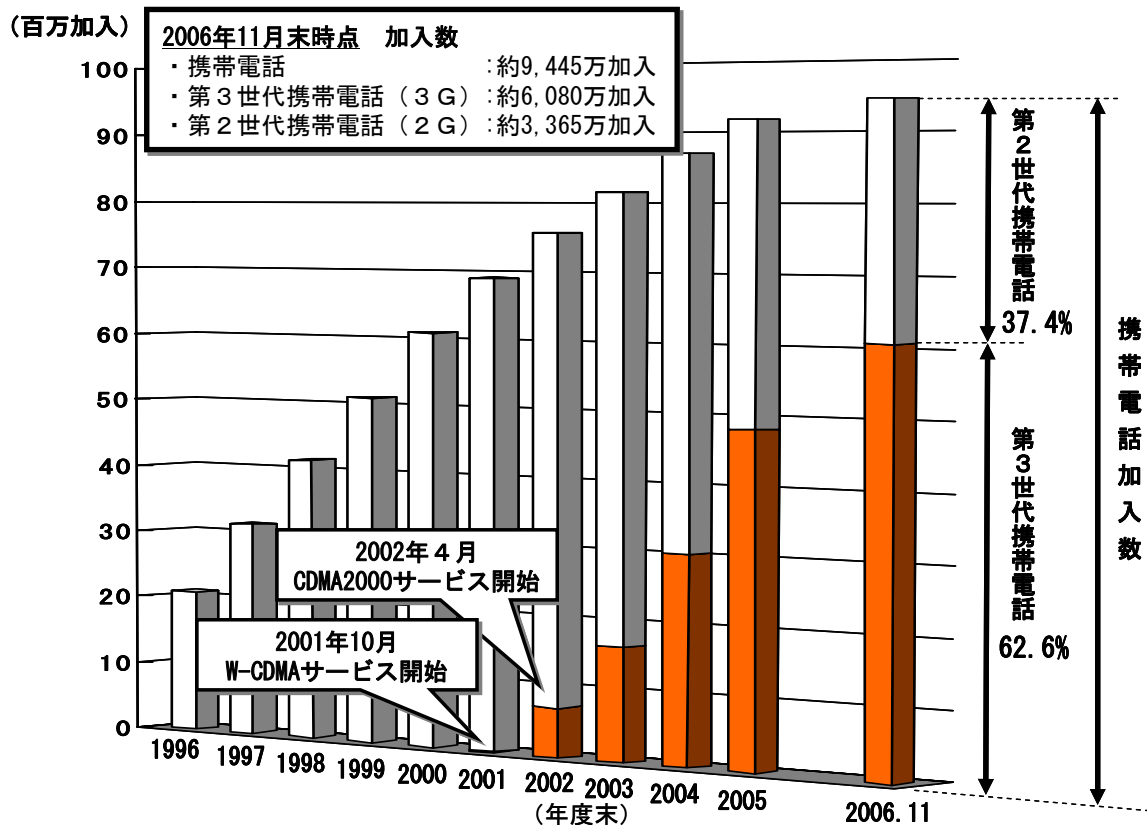
電話：03－5253－5893

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の各一部を改正する省令案について

〔1.5GHz帯3G、3G用エントランス回線の導入等に伴う制度整備〕

1 諮問の背景

第3世代携帯電話（3G）は、平成13年10月にW-CDMA方式が、平成14年4月にCDMA2000方式がそれぞれ導入され、平成18年11月末時点で加入数は6,000万に達し、3Gの加入数が携帯電話加入数全体の6割を超え、第2世代携帯電話（2G）から3Gへの移行が急速に進展している。



3G用周波数としては、2GHz帯（FDD方式）及び周波数再編中の800MHz帯（FDD方式）に加えて、平成17年に1.7GHz帯（FDD方式）及び2GHz帯（TDD方式）の追加割当てについて措置したところであるが、将来の更なる3Gの需要に対応するため、新たな3G用周波数を確保することが必要となっている。

1.5GHz帯は、現在、2G、自営無線等に割り当てられているが、周波数再編アクションプラン（平成17年10月改定）において、2Gから3Gへの高度化、ルール地域における空き周波数の有効利用方策等を総合的に検討しつつ、周波数再編を推進することが求められている。さらに、ルール地域における携帯電話のエリア整備の推進及び空き周波数の有効利用の観点から、低コストで設置が可能な無線による3G用エントランス回線を導入するこ

とが期待されている。

また、2GHz帯TDD方式の3Gについては、国際標準化組織において現行の5MHz幅のシステムに加え、10MHz幅システムの標準化が進んでいるほか、3Gの進展に伴い、22GHz帯携帯無線通信エントランス回線用固定局の大容量化が必要となっている。

以上のような背景から、平成18年2月より情報通信審議会において「1.5GHz帯の周波数有効利用のための技術的条件」について審議を開始し、3Gを1.5GHz帯に導入する場合の隣接システムとの共用条件等について検討するとともに、併せて「2GHz帯における3G（TDD方式）の10MHz幅システムの導入」及び「22GHz帯エントランス回線の大容量化」についても検討を行い、同年12月に答申を得たところである（別添参照）。

2 改正省令の概要

（１）無線設備規則

ア 1.5GHz 帯における 3G(FDD 方式)の導入に伴い、次の規定を一部改正すること。

- ・ 空中線電力の許容偏差(第 14 条)
- ・ 副次的に発射する電波の限度(第 24 条)
- ・ 技術基準(第 49 条の 6 の 4～5)
- ・ 電波の質（別表第 1 号～第 2 号）

イ 1.5GHz 非再生方式エントランス回線の導入に伴い、次の規定を一部改正又は追加すること。

- ・ 副次的に発射する電波の限度(第 24 条)
- ・ 技術基準(第 58 条の 2 の 3 の 2)
- ・ 電波の質（別表第 1 号～第 3 号）

ウ 2GHz 帯における 3G(TDD 方式)の 10MHz システムの導入に伴い、次の規定を一部改正すること。

- ・ 空中線電力の許容偏差(第 14 条)
- ・ 副次的に発射する電波の限度(第 24 条)
- ・ 技術基準(第 49 条の 6 の 6)
- ・ 電波の質（別表第 2 号）

エ 22GHz 帯再生方式エントランス回線の 40MHz システムの導入（現行の 8Mbps から 156Mbps へ高速化）に伴い、次の規定を一部改正すること。

- ・ 技術基準(第 58 条の 2 の 6 の 2)
- ・ 電波の質（別表第 1 号～第 2 号）

（２）特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則

- ・ 1.5GHz 帯非再生方式エントランス回線用の無線設備を対象設備として追加すること

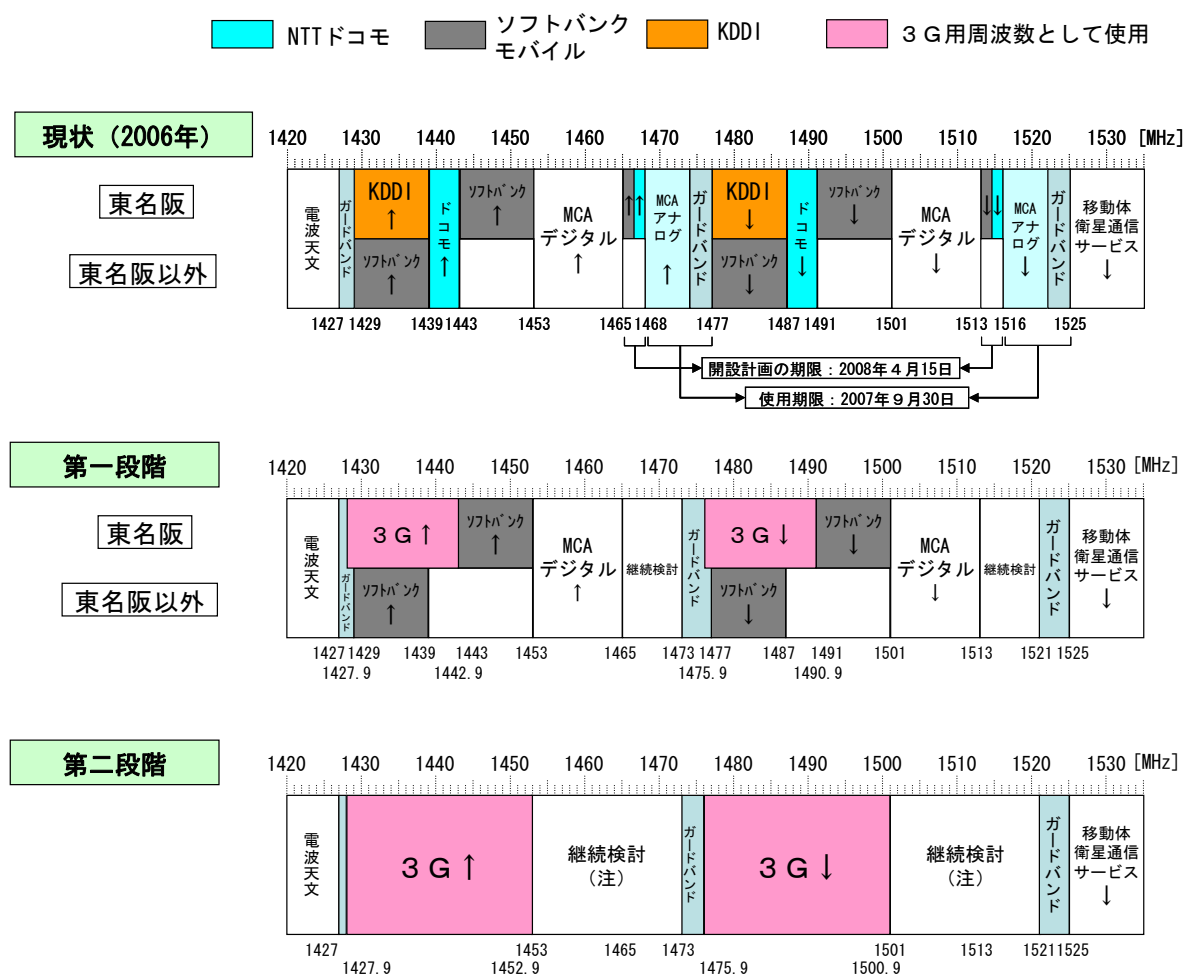
3 施行期日

平成 19 年 4 月 公布・施行（予定）

情報通信審議会答申（1.5GHz 帯の周波数有効利用のための技術的 条件 平成 18 年 12 月 21 日）の概要

1 1.5GHz帯の再編シナリオ

1.5GHz帯を使用する各無線システム間の所要ガードバンド幅等を算出した結果、
1.5GHz帯の再編シナリオを下图のとおり特定。



注：継続検討のバンドにおいては、例えば、現行のMCAデジタルの利用周波数を当該継続
検討のバンド内の高い周波数に移行するシナリオ、3G用周波数のひっ迫に対応するため、
更に3G用に追加割当てを行うシナリオなどが考えられる。

図 1 1.5GHz帯の再編シナリオ

2 1.5GHz帯に導入する無線システムの技術的条件

(1) 1.5GHz帯における3G（FDD方式）の技術的条件

- 800MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯の3G（FDD方式）と同等の技術的条件。
- MCAデジタル中継局など、他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

(2) 1.5GHz帯における3G用非再生方式エントランス回線※¹の技術的条件

- 1.5GHz帯における3G（FDD方式）の基地局のスペックを基本。
- 1.5GHz帯における3G（FDD方式）と非再生方式エントランス回線の無線局免許は、同一の免許人に付与することが適当。

※1 非再生方式エントランス回線とは、アクセス区間とエントランス区間のインターフェースにおいて、CDMA波を周波数変換し直接中継する簡易な中継方式を用いたエントランス回線をいう。

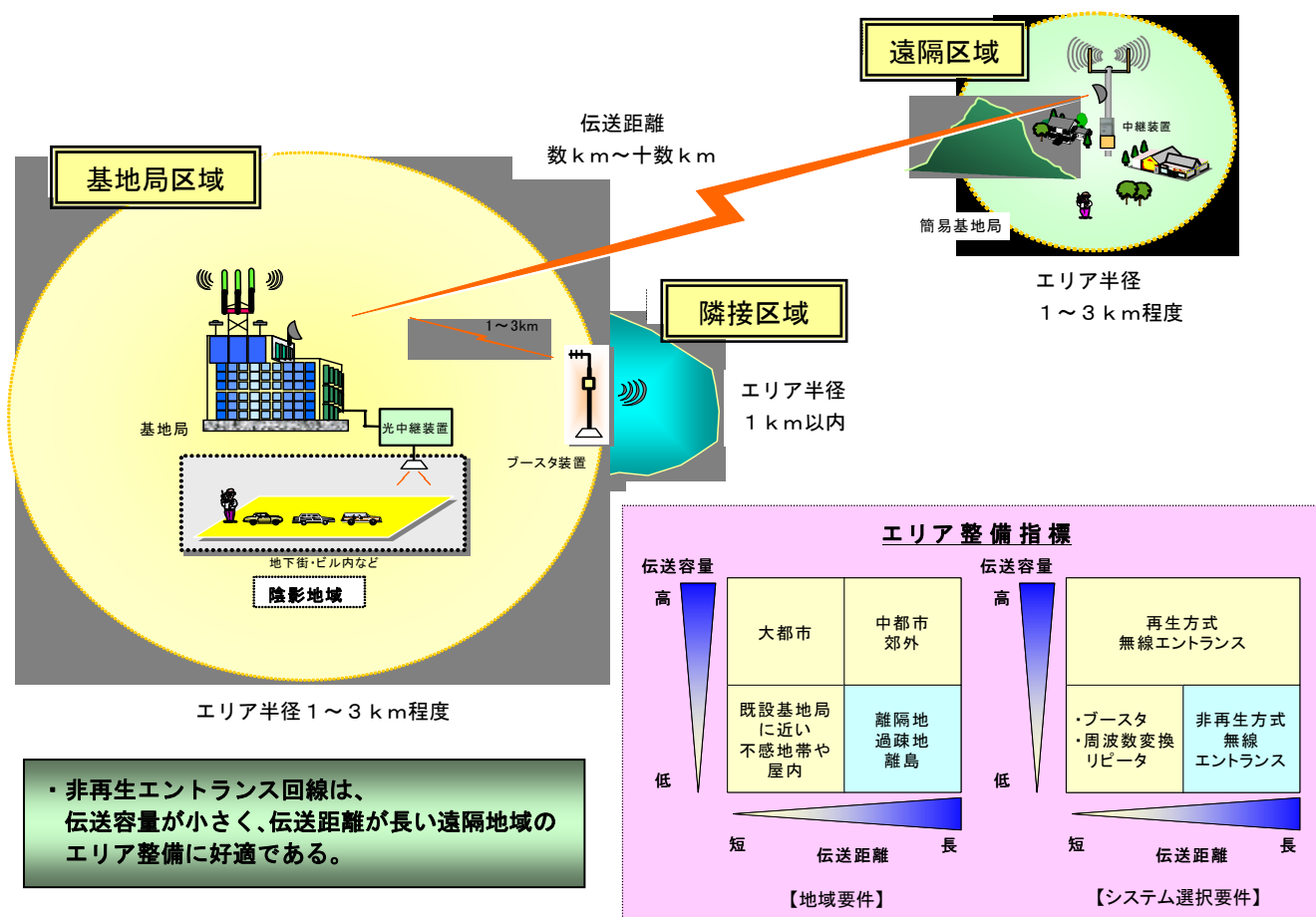


図2 1.5GHz帯非再生方式エントランス回線の構成・特徴

3 その他の無線システムの技術的条件

(1) 2GHz帯における3G（TDD方式）の技術的条件

- 2GHz帯における3G（TDD方式）のうち、TD-CDMAの高度化システムとして、現行の5MHzシステム（3.84Mcps）のほか、新たに10MHzシステム（7.68Mcps）を追加。

(2) 22GHz帯における再生方式エントランス回線※²

- 現在、2Gで使用されているものを、3Gに使用するために伝送速度を8Mbpsから156Mbpsに高速化。

※² 再生方式エントランス回線とは、アクセス区間とエントランス区間のインターフェースにおいて、変復調を行う従来のエントランス回線をいう。

平成19年3月14日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年1月10日 諮問第2号)

[1.5GHz帯における周波数再編に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、棚田係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について
～1.5GHz 帯における周波数再編に伴う変更～

I 1.5GHz帯における周波数再編に伴う変更

1.5GHz帯は、現在、2G（第二世代携帯電話）、自営無線等に割り当てられているが、平成16年度電波の利用状況調査の評価を踏まえ、周波数再編アクションプラン（平成18年10月改定）において、3G（第三世代携帯電話）への高度化、ルーラル地域における空き周波数の有効利用方策、自営無線の帯域削減により創出される空き周波数の有効利用方策等を総合的に検討し、周波数再編を推進することを求めている。

また、低コストで設置可能な3G用エントランス回線の開発が進んでいることから、ルーラル地域においてその導入が期待されている。

こうした状況を踏まえ、3G用周波数を新たに確保するため、平成18年12月21日、情報通信審議会より「1.5GHz帯の周波数有効利用のための技術的条件」が一部答申され、新たな周波数配置の全体像が示された。本件は、この答申を基に、円滑に周波数再編が行えるよう周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

II 変更の概要

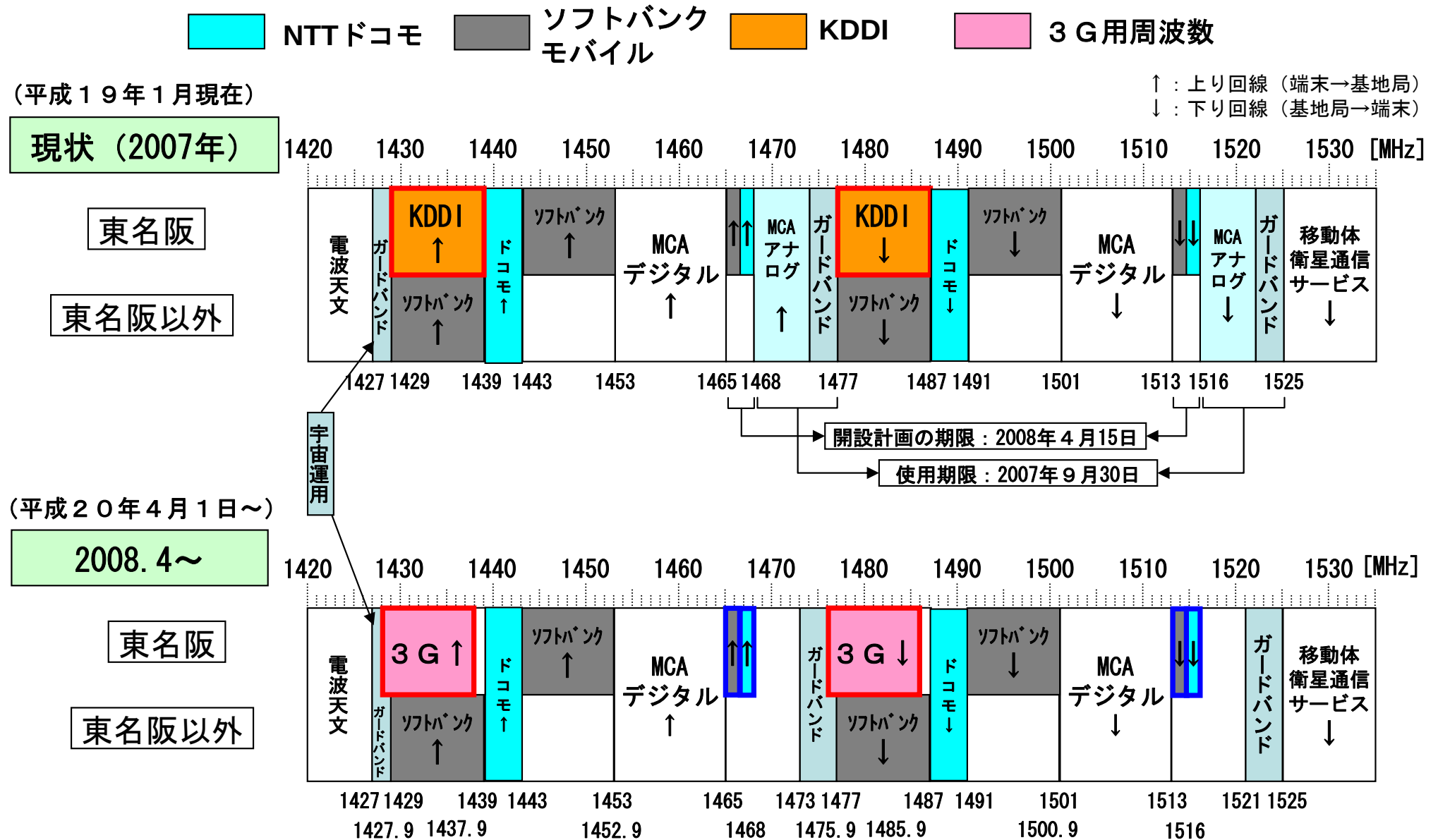
	期日の設定	周波数帯		地域等
1	平成20年3月31日までの周波数の使用期限	1429-1439MHz	1477-1487MHz	東名阪地域※ 2Gの終了
	平成20年4月1日からの周波数の使用可能期日	1427.9-1437.9MHz	1475.9-1485.9MHz	東名阪地域 3G等の導入
2	平成20年4月30日までの周波数の使用期限	1465-1468MHz	1513-1516MHz	東名阪地域 2Gの終了
3	平成20年9月30日までの周波数の使用期限	1439-1443MHz	1487-1491MHz	全国 2Gの終了
	平成20年10月1日からの周波数の使用可能期日	1437.9-1442.9MHz	1485.9-1490.9MHz	東名阪地域 3G等の導入
4	平成22年3月31日までの周波数の使用期限	1429-1439MHz	1477-1487MHz	東名阪以外 2Gの終了
		1443-1453MHz	1491-1501MHz	全国 2Gの終了
	平成22年4月1日からの周波数の使用可能期日	1427.9-1442.9MHz	1475.9-1490.9MHz	東名阪以外 3G等の導入
		1442.9-1452.9MHz	1490.9-1500.9MHz	全国 3G等の導入

※ 東名阪地域：関東総合通信局、信越総合通信局（新潟県を除く。）、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域

III スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

1. 5GHz帯における周波数再編

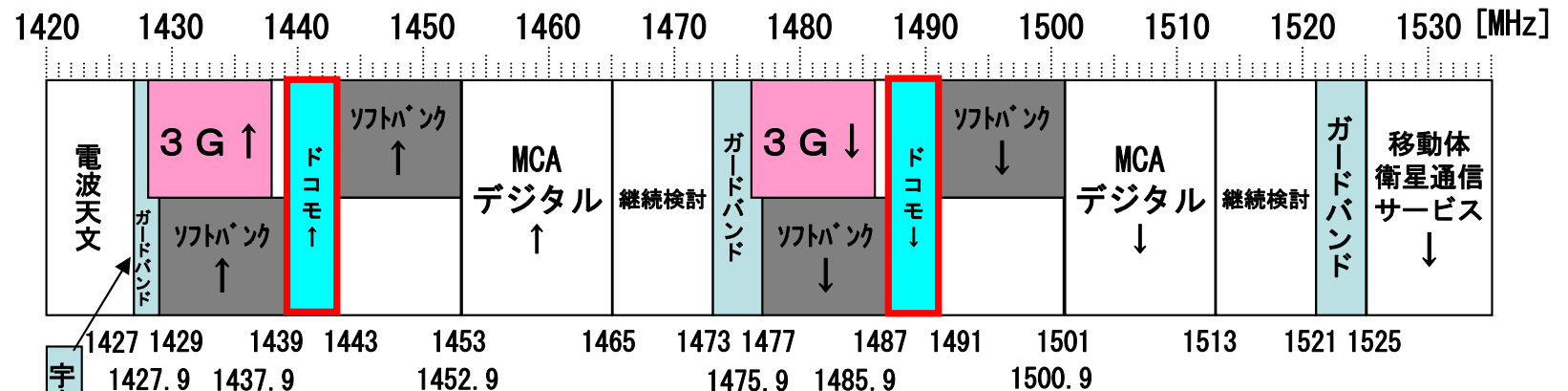


(平成20年5月1日～)

2008.5～

東名阪

東名阪以外

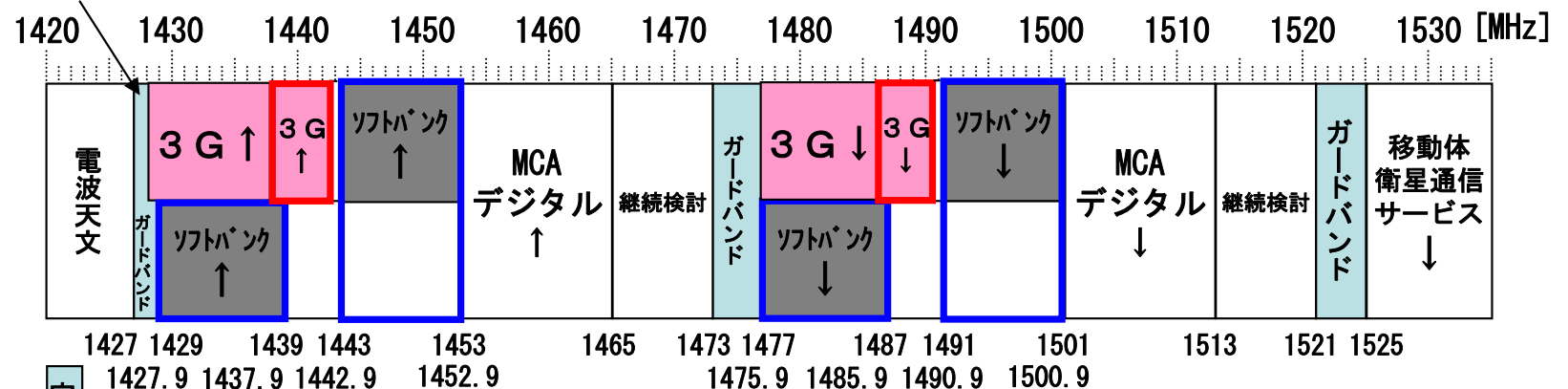


(平成20年10月1日～)

2008.10～

東名阪

東名阪以外

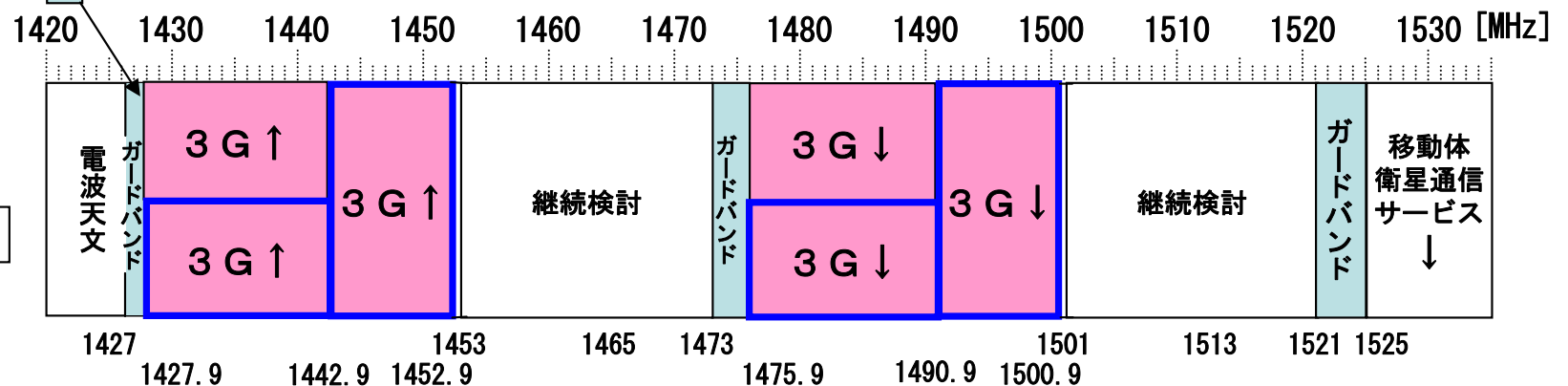


(平成22年4月1日～)

2010.4～

東名阪

東名阪以外



電波監理審議会会長会見用資料

平成 19 年 3 月 14 日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について
(平成 19 年 3 月 14 日 諮問第 8 号)

[インマルサット A のサービス廃止に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(濱崎課長補佐、松井係長)

電話：03－5253－5901

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

～インマルサット A のサービス廃止に伴う関係規定の整備～

1 諮問の概要

インマルサット A は、1982 年（昭和 57 年）からインマルサットによりサービスが開始され、アナログ方式による電話、テレックス、FAX、データ伝送を提供しており、GMDSS（海上における遭難及び安全に関する世界的な制度）の対象設備の一つともなっている。

近年、GMDSS 対象設備であるデジタル方式のインマルサット B 及び C の普及が順調に進むとともに、より高速のサービスや周波数有効利用にも対応する観点から、2003 年（平成 15 年）5 月の国際海事機関第 77 回海上安全委員会において、2007 年（平成 19 年）12 月 31 日をもってインマルサット A を廃止することが承認された。

このことから、インマルサット A のサービス廃止に伴う関係規定の整備のため、GMDSS 対象設備からインマルサット A を削除する等、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正するものである。

<改正概要>

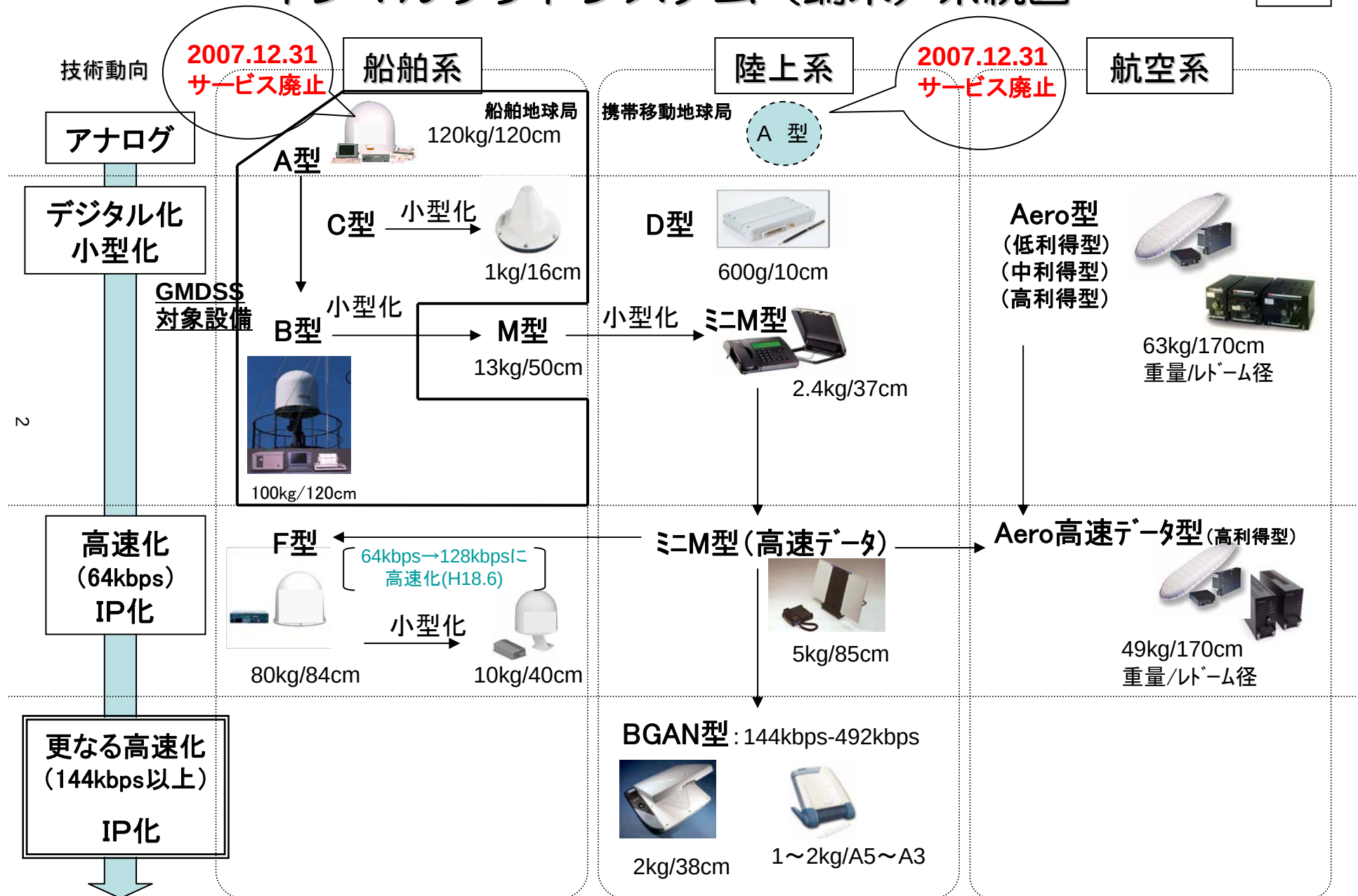
- (1) インマルサット A を GMDSS 対象設備、無線設備の操作、遭難通信等の方法から削除
（電波法施行規則第 28 条、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 32 条の 10、別図第 2 号及び別図第 8 号）
- (2) インマルサット A の無線設備の技術基準を削除
（無線設備規則第 40 条の 4、第 49 条の 24、別表第 1 号、別表第 2 号、別表第 3 号、別図第 1 号及び別図第 4 号の 9）
- (3) インマルサット A の無線設備の技術基準を特定無線局の無線設備の規格から削除
（電波法施行規則第 15 条の 3）
- (4) その他所要の規定の整備

2 施行時期

平成 20 年 1 月 1 日

インマルサットシステム（端末）系統図

参考



電波監理審議会会長会見用資料

平成19年3月14日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年3月14日 諮問第9号)

[インマルサットAのサービス廃止に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、棚田係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について ～インマルサットAのサービス廃止に伴う変更～

I インマルサットAのサービス廃止に伴う変更

インマルサットAは、1982年（昭和57年）からインマルサットによりサービスが開始され、アナログ方式による電話、テレックス、FAX、データ伝送を提供してきており、GMDSS(海上における遭難及び安全に関する世界的な制度)の対象設備の一つともなっている。

近年、GMDSS 対象設備であるデジタル方式のインマルサットB及びCの普及が順調に進むとともに、より高速のサービスや周波数有効利用にも対応する観点から、2003年（平成15年）5月の国際海事機関第77回海上安全委員会において、2007年（平成19年）12月31日をもってインマルサットAを廃止することが承認された。

今般、当該サービスの廃止に伴い、周波数割当計画の一部を変更するものである。

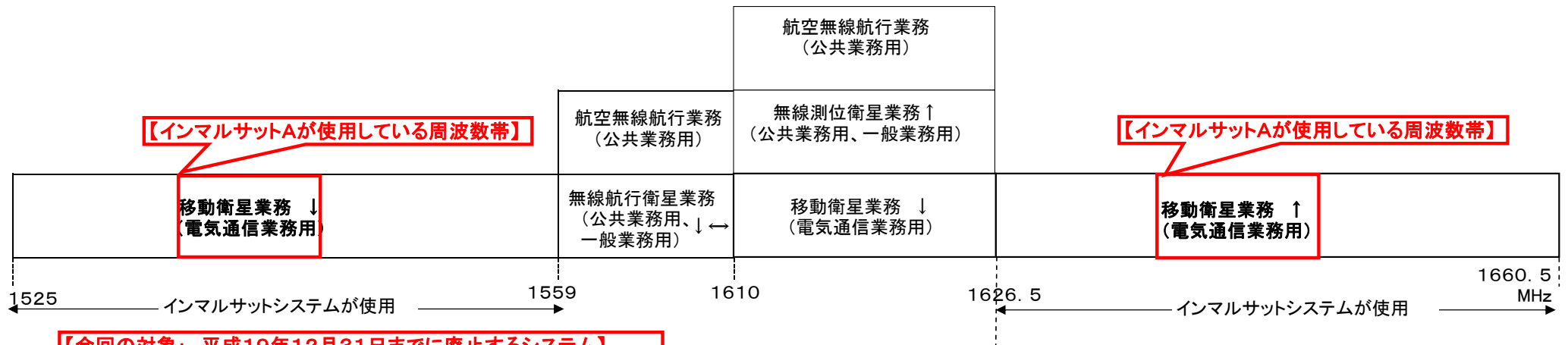
【変更内容】

インマルサットAに係る周波数の使用条件を規定する別表において、周波数の使用期限を設定する。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の変更 (インマルサットシステム)



【今回の対象：平成19年12月31日までに廃止するシステム】

タイプ	局種	送信周波数	受信周波数	音声	テレックス	FAX (伝送速度)	データ (伝送速度)	備考
A	船舶地球局 携帯移動地球局	1636.525-1644.975MHz	1535.025-1543.475MHz	アナログ	○	4.8kbps	4.8kbps	アナログ
B	船舶地球局 携帯移動地球局	1626.5-1646.5MHz	1525-1545MHz	デジタル	○	9.6kbps	64kbps	A型をデジタル化
C	船舶地球局 携帯移動地球局	1626.5-1646.5MHz	1530-1545MHz	—	○	—	600bps:蓄積型	テレックス、データ専用
M	船舶地球局	1626.5-1646.5MHz	1525-1545MHz	デジタル	—	2.4kbps	2.4kbps	B型を小型化
	携帯移動地球局	1626.5-1660.5MHz	1525-1559MHz					
ミニM	携帯移動地球局	1626.5-1660.5MHz	1525-1559MHz	デジタル	—	2.4kbps	64kbps	スポットビーム対応、小型化
航空	航空機地球局	1626.5-1660.5MHz	1530-1559MHz	デジタル	—	4.8kbps	4.8kbps:高利得アンテナ	航空用
F	船舶地球局 携帯移動地球局	1626.5-1660.5MHz	1525-1559MHz	デジタル	—	9.6kbps	128kbps	ミニM型グローバルビーム対応
D	携帯移動地球局	1626.5-1645.5MHz 1656.5-1660.5MHz	1525-1559MHz	—	—	—	32bps	小容量データ専用
BGAN	携帯移動地球局	1626.5-1660.5MHz	1525-1559MHz	デジタル	—	14.4kbps	492kbps	ミニM型高速化
航空 (高速データ)	航空機地球局	1626.5-1660.5MHz	1525-1559MHz	デジタル	—	2.4kbps	64kbps	ミニM型航空化

平成 19 年 3 月 14 日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成 19 年 3 月 14 日 諮問第 10 号)

[広帯域移動無線アクセスシステム(FWAシステムを除く)の導入、169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入、狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明等の対象局種拡大に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

【広帯域移動無線アクセスシステム(FWAシステムを除く)の導入について】

(新田課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5893

【169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの導入、狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明等の対象局種拡大について】

(中村課長補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5895

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

〔広帯域移動無線アクセスシステム(FWA システムを除く)の導入、169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの導入、狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明等の対象局種拡大に伴う制度整備〕

1 諮問の背景

(1) 広帯域移動無線アクセスシステム(FWA システムを除く)の導入

我が国においては、高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりから、DSL や光ファイバ等、大容量のデータ伝送が可能なブロードバンドサービスが順調に普及しつつある。無線システムについては、第 3 世代携帯電話等によって音声のみならずデータ通信サービスが提供されているが、第 3 世代携帯電話(3G/3.5G)のデータ伝送速度を上回る高度な無線ブロードバンドサービスを享受したいとのニーズも高まっている。

広帯域移動無線アクセスシステムは、第 3 世代携帯電話(3G/3.5G)の伝送速度(最大 14.4Mbps)を上回る 20~30Mbps 程度以上の伝送速度を有するブロードバンド無線システムとして、米国電気電子技術者協会(IEEE)などの国際標準化団体において規格策定が行われ、国際電気通信連合無線通信部門(ITU-R)において標準化に向けた作業が行われるなど、国内外において広帯域移動無線アクセスシステムの導入に向けた期待が高まっている。

以上のような背景から、平成 18 年 2 月より情報通信審議会において、2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件として、無線方式や隣接する周波数の電波を使用する他システムとの共用条件などについて検討を行い、同年 12 月に広帯域移動無線アクセスシステムとして、4 つの無線の方式(WiMAX、MBTDD-Wideband、MBTDD 625k-MC 及び 次世代 PHS)を対象とすることなどについて一部答申されたところである(別添 1 参照)。

今般、情報通信審議会答申を踏まえ、これら 4 方式の技術基準等を定めるため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

(2) 169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの導入

総務省は、平成9年に、聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他音響を伝送するもので、主にろう学校や普通学校の授業などに利用するための75MHz帯補聴援助用ラジオマイク(特定小電力無線局)の制度化を行った。

近年、システムの小型化等、利便性を高めるため新たな周波数帯を用いた補聴援助用ラジオマイクの導入が求められており、また、諸外国においても同様の背景から、75MHz帯のほかに169MHz~216MHzを用いた補聴援助用のラジオマイクが実用化されつつある。

このような状況を受け、本年 1 月に、169MHz帯を利用した補聴援助用ラジオマイクに係る「ラジオマイクの高度化の技術的条件」が、情報通信審議会より一部答申された。

今般、我が国においても、欧州で利用されている共通の周波数帯である 169MHz 帯を使用した新たな補聴援助用のラジオマイクを導入するために必要な関係規定の整備を行うものである。

(3) 狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明等の対象局種拡大

総務省は、平成 11 年 3 月に、142MHz を超え 170MHz 以下、255MHz を超え 275MHz 以下(平成 15 年追加)又は 335.4MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、狭帯域デジタル通信方式が利用できる技術的条件の制度化を行った。

これまで、公共業務用の無線システムやタクシー無線の用途等の陸上移動局又は携帯局は、特定無線設備として、技術基準適合証明等を取得することが可能としていたが、同一の無線設備の条件の範囲で、アナログ通信方式の無線設備と同様に、技術基準適合証明等の取得の要望が寄せられている。

今般、狭帯域デジタル通信方式の基地局及び携帯基地局の無線設備を特定無線設備とするための制度改正を行うものである。

2 改正省令の概要

情報通信審議会答申に基づき、次のとおり関係規則の整備を行う。

(1) 電波法施行規則

169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの特定小電力無線局が使用する周波数の電波を加えること(第 6 条)及び広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を特定無線局(包括免許対象局)の無線設備の規格に追加すること。(第 15 条の 3)

(2) 無線設備規則

169MHz 帯補聴援助用ラジオマイク及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(4 方式)の導入に伴い、次の規定を一部改正すること。

ア 定義

4 方式について、省令上は次のとおり規定。

技術方式名	省令上の名称
WiMAX	直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム (送信バースト長が 5 ミリ秒のもの) 【第 49 条の 28】
MBTDD-Wideband	直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム (送信バースト長が 911.46 マイクロ秒の自然数倍又は 911.46 マイクロ秒の自然数倍に 1,070 マイクロ秒を加えたもの) 【第 49 条の 28】
次世代 PHS	時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム 【第 49 条の 29】
MBTDD 625K-MC	時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム 【第 49 条の 30】

イ 169MHz 帯補聴援助用ラジオマイク及び広帯域移動無線アクセスシステムの空中線電力の許容偏差(第 14 条)

ウ 人体頭部における比吸収率の許容値(第 14 条の 2)

エ 副次的に発射する電波の限度(第 24 条)

オ 技術基準 (第 49 条の 28～30)

WiMAX、MBTDD-Wideband、次世代 PHS 及び MBTDD 625k-MC の 4 方式について、使用周波数 (2545～2625MHz)、通信方式、変調方式、空中線電力、空中線利得等を規定。詳細は、別紙のとおり。

カ 電波の質

(7) 周波数の許容偏差 (別表第 1 号)

(イ) 占有周波数帯幅の許容値 (別表第 2 号)

(ウ) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値 (別表第 3 号)

→ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を別に告示する旨を規定

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

狭帯域デジタル通信方式を利用する基地局及び携帯基地局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備を対象設備として追加すること。

(4) その他

広帯域移動無線アクセスシステムについて、情報通信審議会で調査した広帯域移動無線アクセスシステム間のガードバンド幅については、今後諮問予定の「特定基地局の開設に関する指針(免許方針)」において、また、運用制限バンド 10MHz 幅における条件については、周波数割当計画等において、それぞれ別途参照。

3 施行期日

平成 19 年 6 月 公布・施行 (予定)

改正省令案の概要

(1) 電波法施行規則

169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの特定小電力無線局が使用する周波数の電波を加えること及び広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を包括免許対象局とするため、特定無線局の無線設備の規格に追加する。

改正項目	規定する内容
免許を要しない無線局 (第6条)	169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの特定小電力無線局が使用する周波数の電波を加えること
特定無線局の無線設備 の規格 (第15条の3)	(1) 設備規則第49条の28に規定する技術基準のうち陸上移動局に関するもの(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム: WiMAX 及び MBTDD-Wideband) (2) 設備規則第49条の29に規定する技術基準のうち陸上移動局に関するもの(時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム: 次世代 PHS) (3) 設備規則第49条の30に規定する技術基準のうち陸上移動局に関するもの(時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム: MBTDD 625k-MC)

(2) 無線設備規則

169MHz 帯補聴援助ラジオマイク及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める。

改正項目	規定する数値等
空中線電力の許容偏差 (第14条)	(1) 169MHz 帯補聴援助用ラジオマイク 上限 20% (下限は定めない) (2) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム ① WiMAX ・ 基地局 (上限 50%、下限 50%) ・ 移動局 (上限 50%、下限 50%) ② MBTDD-Wideband ・ 基地局 (上限 87%、下限 47%) ・ 移動局 (上限 48%、下限 58%) (3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム (次世代 PHS) ・ 基地局 (上限 50%、下限 50%) ・ 移動局 (上限 50%、下限 50%) (4) 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム (MBTDD 625k-MC) ・ 基地局 (上限 50%、下限 50%) ・ 移動局 (上限 50%、下限 50%)

改正項目	規定する数値等
人体頭部における比吸収率の許容値 (第 14 条の 2)	広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局は、携帯電話等実装されることも想定されていることから、人体頭部における比吸収率の許容値を定めるもの。 ・ 比吸収率：2W/kg 以下
副次的に発射する電波の限度 (第 24 条)	(1) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム ① WiMAX ・ 1GHz 未満 4nW 以下 ・ 1GHz 以上 20nW 以下 ② MBTDD-Wideband ・ 1GHz 未満 4nW 以下 ・ 1GHz 以上 20nW 以下 (2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム ・ 9kHz～150kHz -54dBm/1kHz ・ 150kHz～30MHz -54dBm/10kHz ・ 30MHz～1000MHz -54dBm/100kHz ・ 1000MHz 以上 -47dBm/MHz (3) 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム ・ 1GHz 未満 4nW 以下 ・ 1GHz 以上 20nW 以下
直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の技術基準 (第 49 条の 28) ・ WiMAX ・ MBTDD-Wideband	・ 使用周波数：2545MHz～2625MHz ・ 通信方式：TDD 方式（送信バースト長の違いにより次のとおり規定） (1) 送信バースト長が 5 ミリ秒のものであって、別に告示するもの → WiMAX 基地局：OFDM 及び TDM の組み合わせ 移動局：OFDMA (2) 送信バースト長が 911.46 マイクロ秒の自然数倍又は 911.46 マイクロ秒の自然数倍に 1070 マイクロ秒を加えたもの → MBTDD-Wideband 基地局：OFDM 移動局：OFDMA ・ 変調方式 (WiMAX) 基地局：BPSK、QPSK、16QAM、64QAM 移動局：QPSK、16QAM (MBTDD-Wideband) 基地局：QPSK、8 PSK、16QAM、64QAM 移動局：QPSK、8 PSK、16QAM、64QAM

改正項目	規定する数値等
	・ 空中線電力及び空中線利得 (WiMAX) 基地局：20W 以下、17dBi 以下 移動局：200mW 以下、2dBi 以下 ・ (MBTDD-Wideband) 基地局：20W 以下、17dBi 以下 移動局：200mW 以下、0dBi 以下 ・ 隣接チャネル漏洩電力：告示に別途規定 ・ ハンドオーバー機能を有すること ・ 基地局と通信を行う移動局が自動的に識別されること など
時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の技術基準 (第 49 条の 29) ・ 次世代 PHS	・ 使用周波数：2545MHz～2625MHz ・ 通信方式：TDD 方式 基地局：OFDM、TDM 及び SDM の組み合わせ 移動局：OFDMA、TDMA 及び SDMA の組み合わせ ・ 変調方式 基地局：BPSK、QPSK、16QAM、32QAM、64QAM、256QAM 移動局：BPSK、QPSK、16QAM、32QAM、64QAM、256QAM ・ 送信パースト長 基地局：2.5ms、移動局：2.5ms ・ 空中線電力及び空中線利得 基地局：10W 以下、12dBi 以下 移動局：200mW 以下、4dBi 以下 ・ 隣接チャネル漏洩電力：告示に別途規定 ・ ハンドオーバー機能を有すること ・ 基地局と通信を行う移動局が自動的に識別されること など
時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の技術基準 (第 49 条の 30) ・ MBTDD 625k-MC	・ 使用周波数：2545MHz～2625MHz ・ 通信方式：TDD 方式 基地局：FDM、TDM 及び SDM の組み合わせ 移動局：FDMA、TDMA 及び SDMA の組み合わせ ・ 変調方式 基地局：BPSK、QPSK、8PSK、12QAM、16QAM、24QAM、32QAM、64QAM 移動局：BPSK、QPSK、8PSK、12QAM、16QAM、24QAM、32QAM、64QAM ・ 送信パースト長 基地局：3.270ms、移動局：1.635ms ・ 空中線電力及び空中線利得 基地局：38W 以下、11dBi 以下 移動局：500mW 以下、4dBi 以下

改正項目	規定する数値等
	・ 1 キャリア 600kHz を 8 つ束ねた 5MHz システムと、16 束ねた 10MHz システムを規定 ・ 隣接チャネル漏洩電力：告示に別途規定 ・ ハンドオーバー機能を有すること ・ 基地局と通信を行う移動局が自動的に識別されること など
電波の質 (別表第 1 号～第 3 号)	周波数の許容偏差（別表第 1 号） (1) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム (WiMAX) 基地局 $2(10^{-6})$ 移動局 $2(10^{-6})$ (MBTDD-Wideband) 基地局 $0.05(10^{-6})$ 移動局 $2.5(10^{-6})$ (2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（次世代 PHS） 基地局 $3(10^{-6})$ 移動局 $3(10^{-6})$ (3) 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（MBTDD 625k-MC） 基地局 $0.05(10^{-6})$ 移動局 150Hz 占有周波数帯幅の許容値（別表第 2 号） (1) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム (WiMAX) チャネル幅が 5MHz のもの 4.9MHz チャネル幅が 10MHz のもの 9.9MHz (MBTDD-Wideband) チャネル幅が 5MHz のもの 4.9MHz チャネル幅が 10MHz のもの 9.5MHz (2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（次世代 PHS） チャネル幅が 2.5MHz のもの 2.4MHz チャネル幅が 5MHz のもの 4.8MHz チャネル幅が 10MHz のもの 9.6MHz (3) 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（MBTDD 625k-MC） 600kHz スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値（別表第 3 号） 別に告示する。

（２）特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

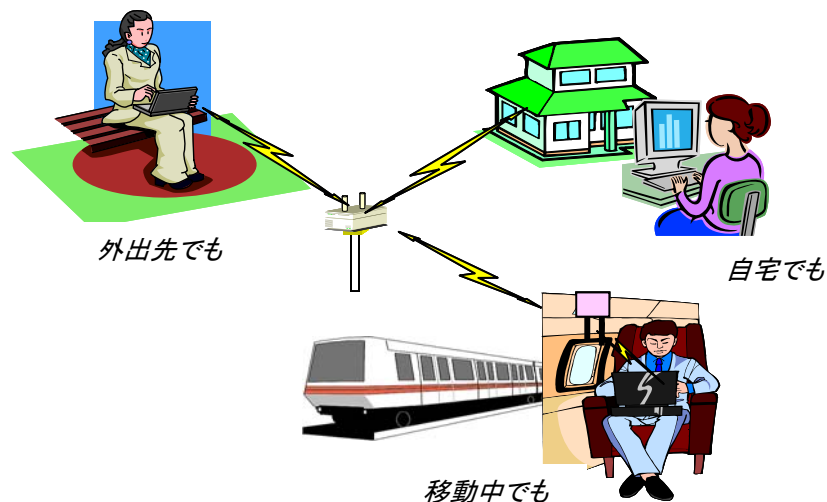
狭帯域デジタル通信方式を利用する基地局及び携帯基地局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備を対象設備として追加。

情報通信審議会答申（2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（FWA システムを除く。）の技術的条件 平成 18 年 12 月 21 日）の概要

1 広帯域移動無線アクセス(BWA: Broadband Wireless Access)システムの概要

（１）利用シーン

- ・ 日常の行動範囲内であればどこであろうと、自宅や職場から持ち出したパソコンをブロードバンド環境でストレスなく使用可能。
- ・ 都市部を中心に広域をカバー。
- ・ 一般公衆が利用。



【図 1 広帯域移動無線アクセスの利用シーン】

（２）サービス内容

- ・ All IPベースのネットワークに接続することを前提。
- ・ 一定水準の接続保証はあっても、帯域についてはベストエフォート型。
- ・ 少なくとも中速程度の移動速度でモビリティが確保されること。

（３）周波数利用の条件

割当可能な周波数が 2535～2630MHz（所要ガードバンドを含む。）のアンペアバンドであることを踏まえると、周波数資源の有効利用の観点から、TDD 方式が適当。

(4) 検討対象とした技術的条件

IEEE 802.16e-2005 (WiMAX)、IEEE 802.20 (MBTDD-Wideband 及び MBTDD-625k MC) 及び次世代 PHS の 4 方式を対象として検討。

2 BWA システムの主な技術的条件等

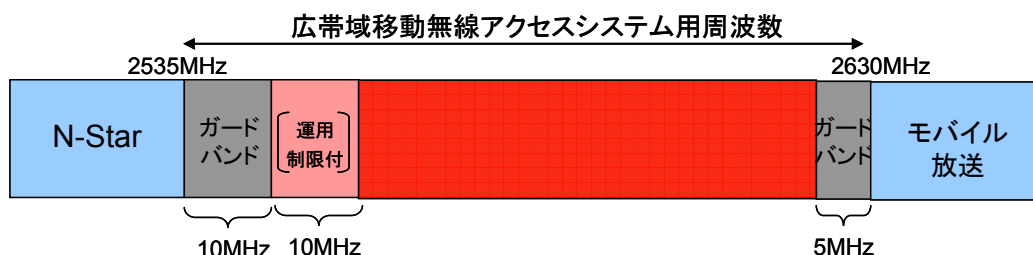
(1) BWA に対する要求条件

- ・ 3G 及び 3.5G を上回る下り伝送速度 (HSDPA の最大伝送 14.4Mbps/5MHz にかんがみると、最大伝送速度 20~30Mbps 程度以上) 及び上り伝送速度 (HSUPA の最大伝送速度 5.7Mbps にかんがみると、最大伝送速度 10Mbps 程度以上)
- ・ 3G 及び 3.5G を上回る高い周波数利用効率 (セクター内平均スループット 0.6~0.8bps/Hz にかんがみると 0.8bps/Hz 以上)
- ・ 中速程度以上のモビリティ

について、検討対象となっている 4 方式 (WiMAX、MBTDD-Wideband、MBTDD 625k-MC、次世代 PHS) のいずれについても、提示された要求条件を満足することを確認。

(2) 隣接する衛星通信システムとのガードバンド

- ・ N-Star との間のガードバンド : 10MHz (＋一定期間の運用制限 (注) が必要となる 10MHz)
注 : N-Star 端末へのフィルタ対策、基地局設置場所を屋内に限定、基地局電波の輻射方向の制限など
- ・ モバイル放送の間のガードバンド : 5MHz



【図2 隣接する衛星システムとのガードバンド幅】

(3) 広帯域移動無線アクセスシステム間のガードバンド幅

- ・ BWA システム間で同期が確保される場合
ガードバンド幅は 1MHz で共存可能。
- ・ BWA システム間で同期が確保されない場合
BWA 基地局間の隣接干渉を 20~40dB 程度低減するサイトエンジニアリングを条件として、ガードバンド幅は 5MHz で共存可能。

(4) BWA の主な技術的条件

【表 BWA の主な技術的条件】

		WiMAX	MBTDD-Wideband	MBTDD-625k MC	次世代PHS
通信方式		TDD	TDD	TDD	TDD
多重化方式		OFDMA	OFDMA	FDMA／TDMA／SDMA	OFDMA
変調方式	移動局	QPSK、16QAM	QPSK、8PSK、16QAM、64QAM	BPSK、QPSK、8PSK、12QAM、16QAM、24QAM、32QAM、64QAM	BPSK、QPSK、16QAM、32QAM、64QAM、256QAM
	基地局	BPSK、QPSK、16QAM、64QAM	QPSK、8PSK、16QAM、64QAM		
送信バースト長	移動局	1.35ms等	$911.46 \mu s \times N$	1.635ms	2.5ms
	基地局	3.65ms等	$911.46 \mu s \times M$	3.270ms	2.5ms
占有周波数帯幅		4.9MHz 9.9MHz	4.9MHz 9.5MHz	1キャリア:600kHz (5MHzシステム:8キャリア) (10MHzシステム:16キャリア)	2.4MHz 4.8MHz 9.6MHz
空中線電力	移動局	200mW以下	200mW以下	158.5mW以下(カード型)	200mW以下
	基地局	20W以下	20W以下	38W以下(10MHz)	10W以下
送信空中線 絶対利得	移動局	2dBi以下	0dBi以下	4dBi以下	4dBi以下
	基地局	17dBi以下	17dBi以下	11dBi以下	12dBi以下

3 今後の課題

(1) 20MHz システムの導入

伝送速度をさらに高速化させるため、占有周波数帯幅が 20MHz の BWA システムの技術的条件について、不要輻射の抑制技術、国際標準化動向等を踏まえて検討。

(2) 同一周波数を異なる事業者が利用する場合の技術的条件

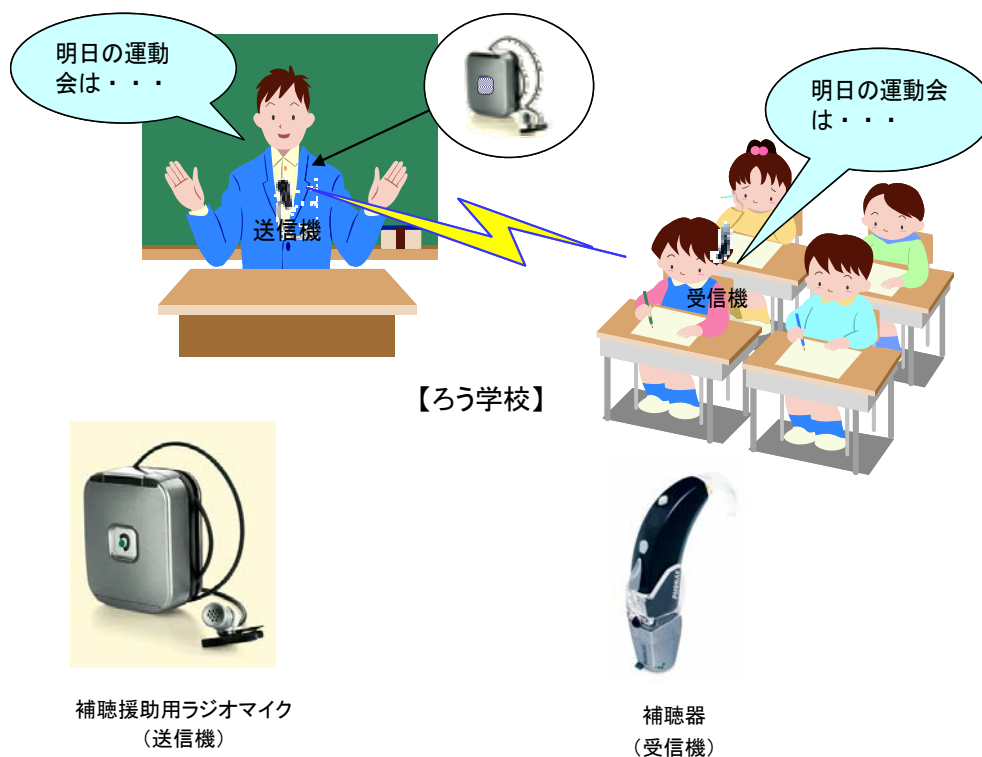
異なる事業者が同一周波数を用いて地域ごとにサービス提供を可能とするための周波数共用条件等について検討。

(3) 高出力 FWA システムの導入

条件不利地域や離島などの遠隔地域への長距離通信が可能な高出力 FWA システム、FWA 端末局への高利得アンテナの実現に向けた技術的条件について検討。

169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの概要

1 利用イメージ



2 169MHz 帯補聴援助用ラジオマイクの主な技術的条件

項 目		技 術 的 条 件				
1 一般的条件						
(1)通信方式		単向通信方式又は同報通信方式				
(2)変調方式		周波数変調(F3E 又は F8W)				
(3)使用周波数帯		169MHz 帯				
(4)空中線電力		10mW 以下				
(5)空中線系空中線電力の許容偏差		2.14dB 以下(送信空中線の構造は、給電線及び接地装置を有せず一の筐体に収める)				
2 無線設備の技術的条件						
(1)送信装置			変調周波数	最大周波数偏移	占有周波数帯幅の	チャンネル間隔
7 占有周波数帯幅の許容値、変調周波数、最大周波数偏移、チャンネル間隔		ワイド*	10kHz	30kHz	許容値	()はインターリブ* の場合
		ナロー	7kHz	8kHz	30kHz	50kHz(25kHz)
イ 周波数の許容偏差		20×10 ⁻⁶ (20ppm)以下				
ウ 空中線電力の許容値		上限 20%以内				
エ スプレッド放射の強度の許容値		2.5μW 以下				

オ 隣接干渉漏洩電力	次の帯域内で輻射される電力が搬送波電力より 60dB 以上低いこと。	
	ワイド	搬送波の周波数から 125kHz 離れた周波数の±40kHz の帯域内
	ナロー	搬送波の周波数から 50kHz 離れた周波数の±15kHz の帯域内
カ 発振方式	水晶発振又は水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式	
(2)受信装置(副次的に発生する電波等の限度)	4nW 以下	

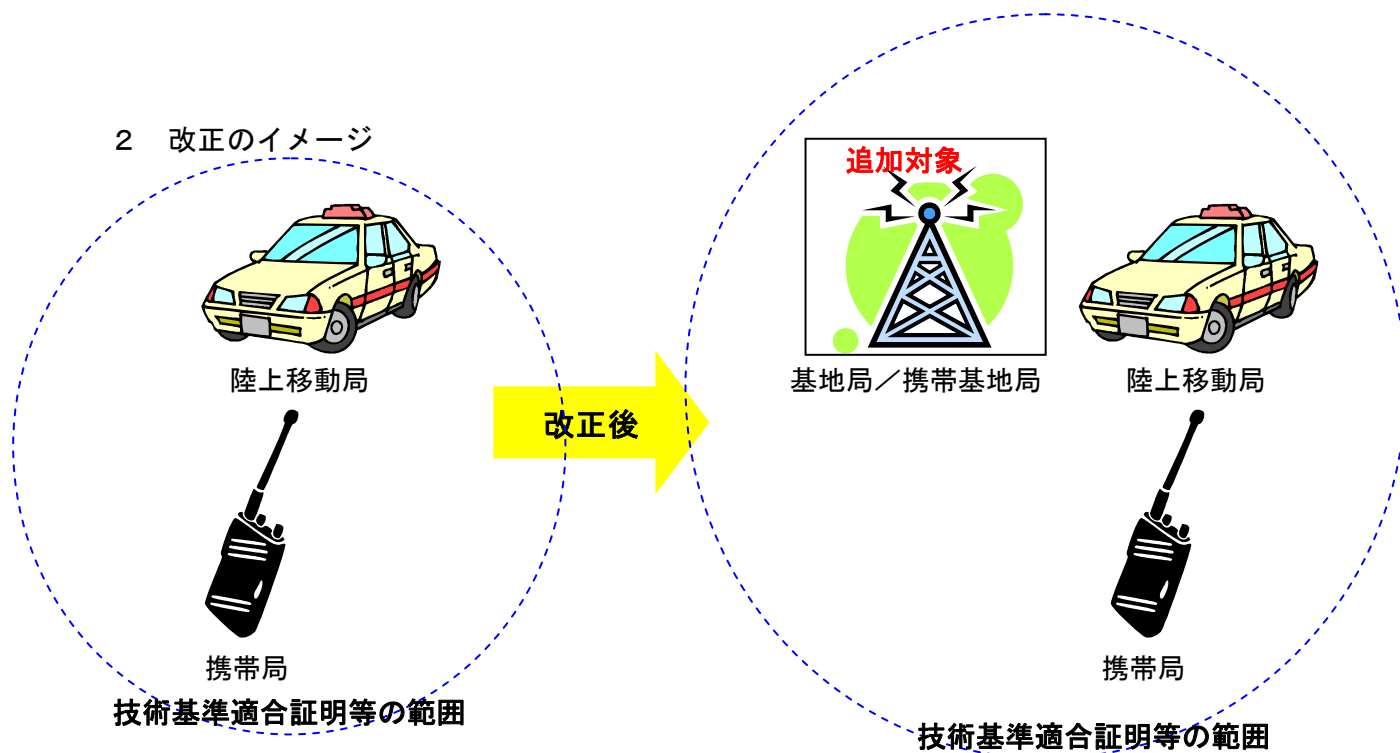
狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備 の技術基準適合証明等の対象局種拡大

1 狭帯域デジタル通信方式の概要

142MHz を超え 170MHz 以下、255MHz を超え 275MHz 以下又は 335.4MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用する狭帯域デジタル通信方式の無線設備については、公共業務用の無線やタクシー無線の用途等で利用されている。

これまで、陸上移動局又は携帯局に関して、特定無線設備として、技術基準適合証明等を取得することが可能としていたが、アナログ通信方式から狭帯域デジタル通信方式に移行促進を図るため、アナログ通信方式の無線設備と同様に、基地局及び携帯基地局でも技術基準適合証明等の取得できよう要望があり、今般、規定の整備を図るものである。

2 改正のイメージ



電波監理審議会会長会見用資料

平成19年3月14日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年3月14日 諮問第11号)

[広帯域移動無線アクセスシステム及び169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、棚田係長、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について ～広帯域移動無線アクセスシステム及び 169MHz 帯補聴援助用ラジオマイク の導入に伴う変更～

I 広帯域移動無線アクセスシステムの導入に伴う変更

我が国においては、高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりから、DSL や光ファイバ等、大容量のデータ伝送が可能なブロードバンドサービスが順調に普及しつつある。無線システムについては、第 3 世代携帯電話等によって音声のみならずデータ通信サービスが提供されているが、第 3 世代携帯電話（3G/3.5G）のデータ伝送速度を上回る高度な無線ブロードバンドサービスを享受したいとのニーズも高まっている。

広帯域移動無線アクセスシステムは、第 3 世代携帯電話（3G/3.5G）の伝送速度（最大 14Mbps）を上回る 20～30Mbps 程度以上の伝送速度を有するブロードバンド無線システムとして、米国電気電子技術者協会（IEEE）などの国際標準化団体において規格策定が行われ、国際電気通信連合無線通信部門（ITU-R）において標準化に向けた作業が行われるなど、国内外において導入に向けた期待が高まっている。

このような背景を踏まえ、平成 18 年 2 月から情報通信審議会において、2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムと隣接する周波数の電波を使用する他システムとの共用条件や無線方式等の技術的条件について検討を行い、同年 12 月、「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「20MHz システム及び FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」に関する一部答申を受けた。

今般、この一部答申を踏まえ、広帯域移動無線アクセスシステムを導入可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。また、これに伴いその他規定の整備も行うものである。

（参考：広帯域移動無線アクセスシステム）

【変更内容】

広帯域移動無線アクセスシステムの周波数（2545-2625MHz 帯）において、無線局の目的を電気通信業務用（広帯域移動無線アクセスシステム用）に変更するなど、必要な規定の整備を図る。

II 169MHz 帯補助援助用ラジオマイクの導入に伴う変更

総務省では、平成 9 年に聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他音響を伝送するもので、主にろう学校や普通学校の授業などに利用するための 75MHz 帯補聴援助用ラジオマイク（特定小電力無線局）を制度化した。

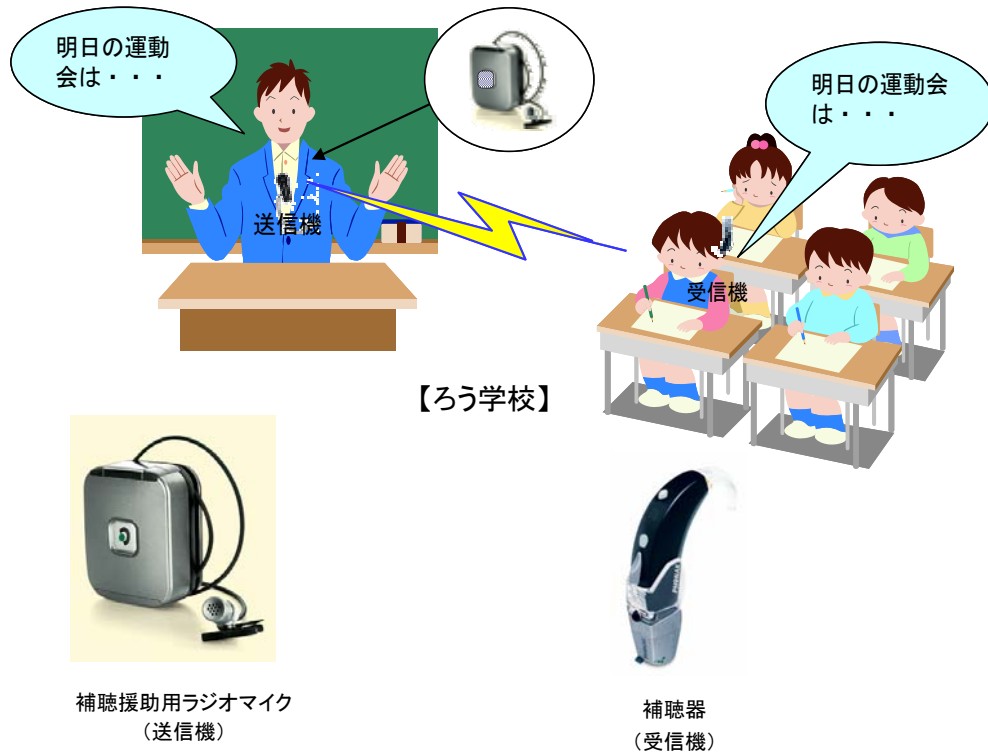
近年、システムの小型化等利便性を高めるため、新たな周波数帯を用いた補聴援助用ラジオマイクの導入が求められており、かつ、諸外国においては 75MHz 帯の他に 169MHz～216MHz を用いた補聴援助用のラジオマイクが実用化されている。

このような状況を受け、本年 1 月に、169MHz 帯を利用した補聴援助ラジオマイクに係る「ラ

ジオマイクの高度化の技術的条件」が、情報通信審議会より一部答申された。

本件は、我が国においても、欧州で共通に用いられている 169MHz 帯の周波数を使用した新たな補聴援助用ラジオマイクを導入するため、周波数割当計画の一部変更を行うものである。

【利用イメージ】



【変更内容】

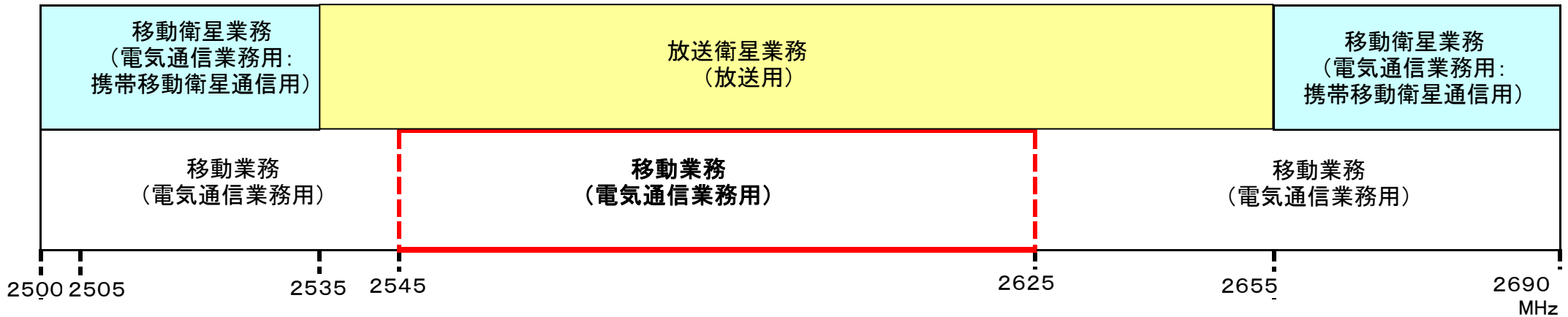
169MHz を超え 170MHz 以下の周波数帯の無線局の目的に小電力業務用(補聴援助用ラジオマイク用)を加え、あわせて別表により具体的な周波数を明示する。

Ⅲ スケジュール

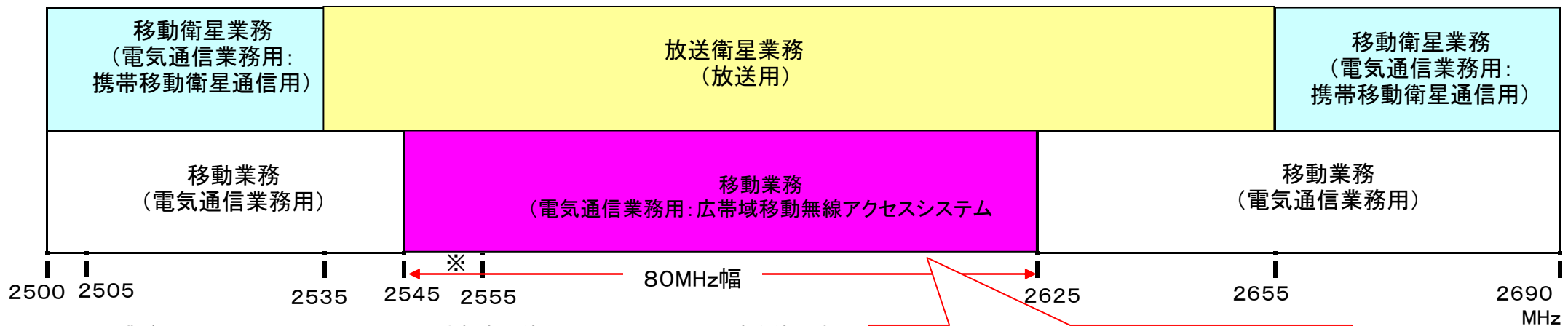
答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の変更 (広帯域移動無線アクセスシステム)

変更前



変更後



※ 移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHz帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

広帯域移動無線アクセスシステム用に使用可能とするバンド

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年3月14日

平成18年度電波の利用状況調査の評価について
(平成19年3月14日 諮問第12号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(末永課長補佐、正村係長)

電話：03-5253-5874

平成 1 8 年度電波の利用状況調査の評価について

平成18年度電波の利用状況調査の概要等

(1) 目 的:

技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するために必要な周波数の再配分等に資するため、おおむね3年ごとに電波の利用状況を調査・公表し、国民の意見を踏まえ、電波の有効利用の程度を評価する。

(2) 根拠条文: 電波法第26条の2

(3) 調査対象:

3.4GHzを超える周波数帯で、平成18年3月1日現在で開設している国、地方公共団体及び民間が開設している無線局

(4) 調査対象の無線局数: 約12.7万局(うち、調査票送付対象局約3万2千局)

(5) 調査事項: 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入状況、光ファイバ等への代替可能性 等

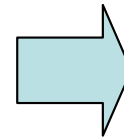
(6) 調査方法:

- ・ 調査対象無線局を全国11の総合通信局等の管轄区域ごとに分けて調査を実施
- ・ 免許情報を管理する総合無線局監理システムデータベースの情報に基づいて行う調査、免許人に個別に調査票を送付し、その報告に基づいて行う調査等

調査結果の取りまとめ方

免許情報を管理する総合無線局監理システムデータベース及び免許人から収集した個々の無線局に関する調査結果を、各電波利用システムごとに分類し、全国及び11の総合通信局等管内の地域ごとに取りまとめる。

3.4GHzを超える周波数帯を利用する
個々の無線局情報



各電波利用システムごと、
全国及び各地域ごとに
分類し、結果を取りまとめ

【調査結果の取りまとめ例(3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL)】

1. 無線局の分布状況

①免許人数

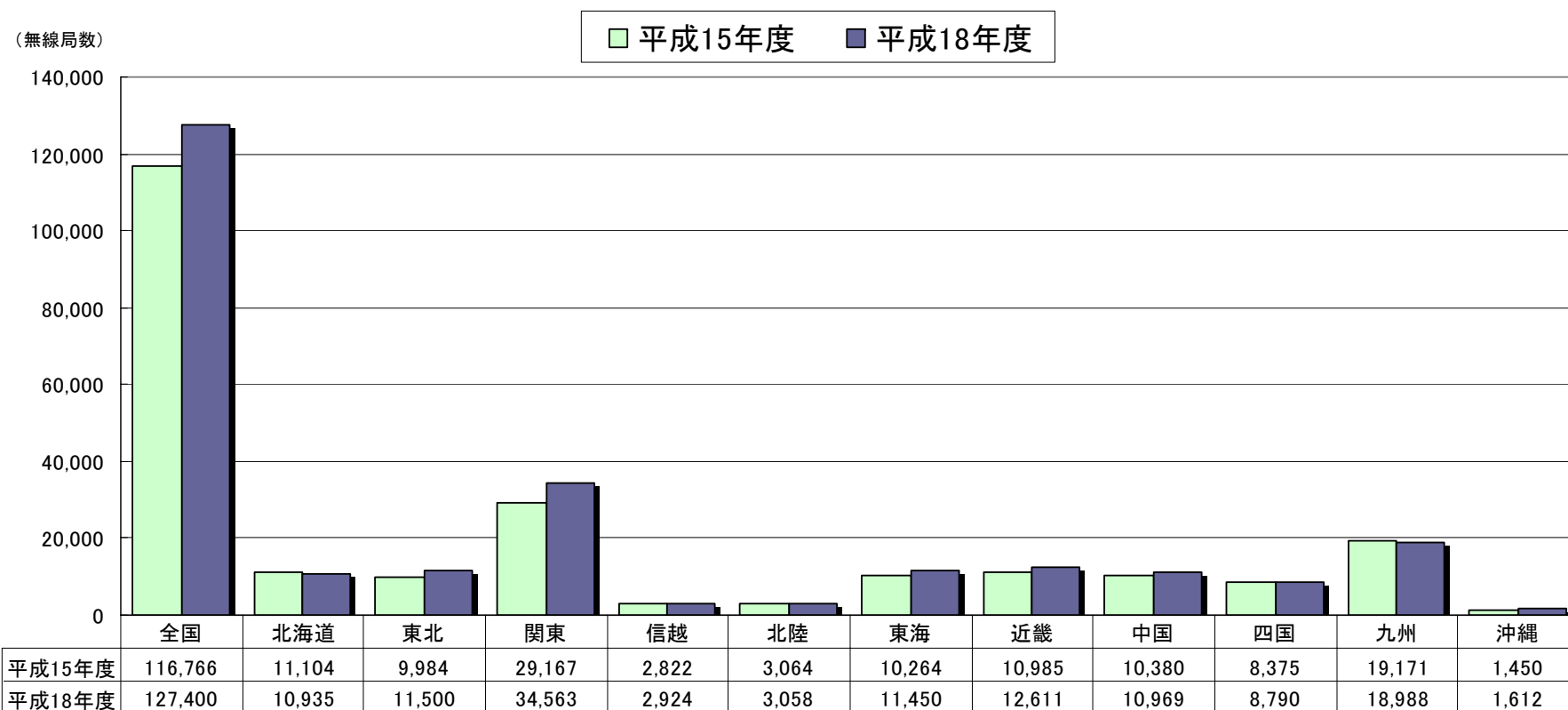
	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数(者)	86	4	11	15	6	6	9	12	11	8	16	3

②無線局数

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数(局)	310	16	26	40	15	14	41	30	46	36	42	4

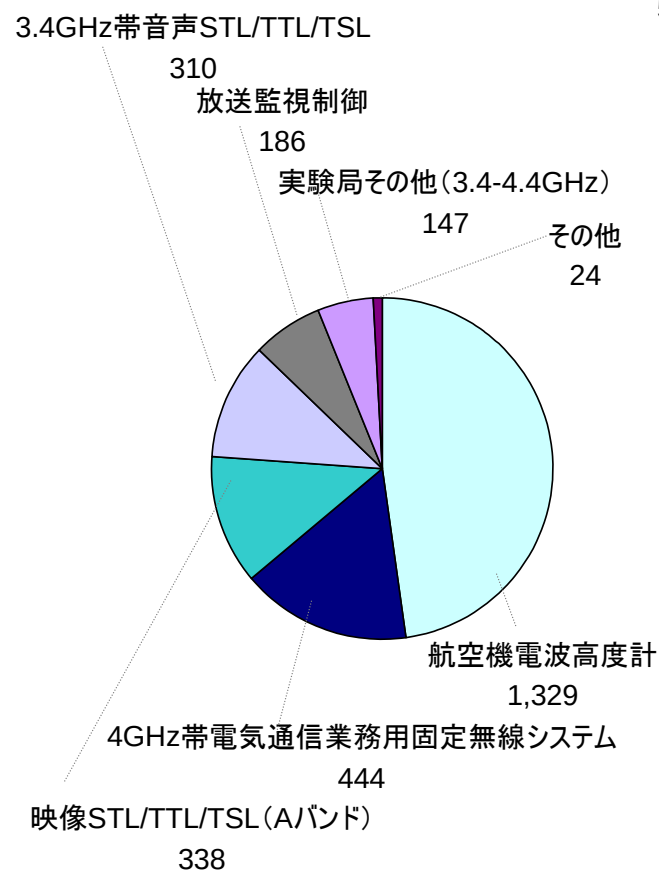
⋮

総合通信局等管内別の無線局分布(経年比較)

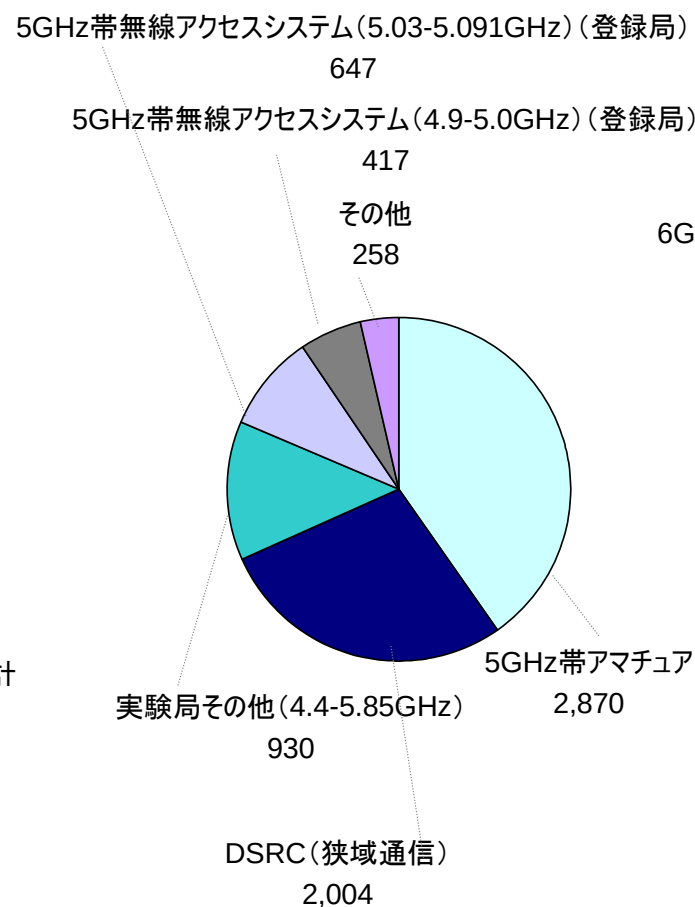


各周波数区分における無線局数①

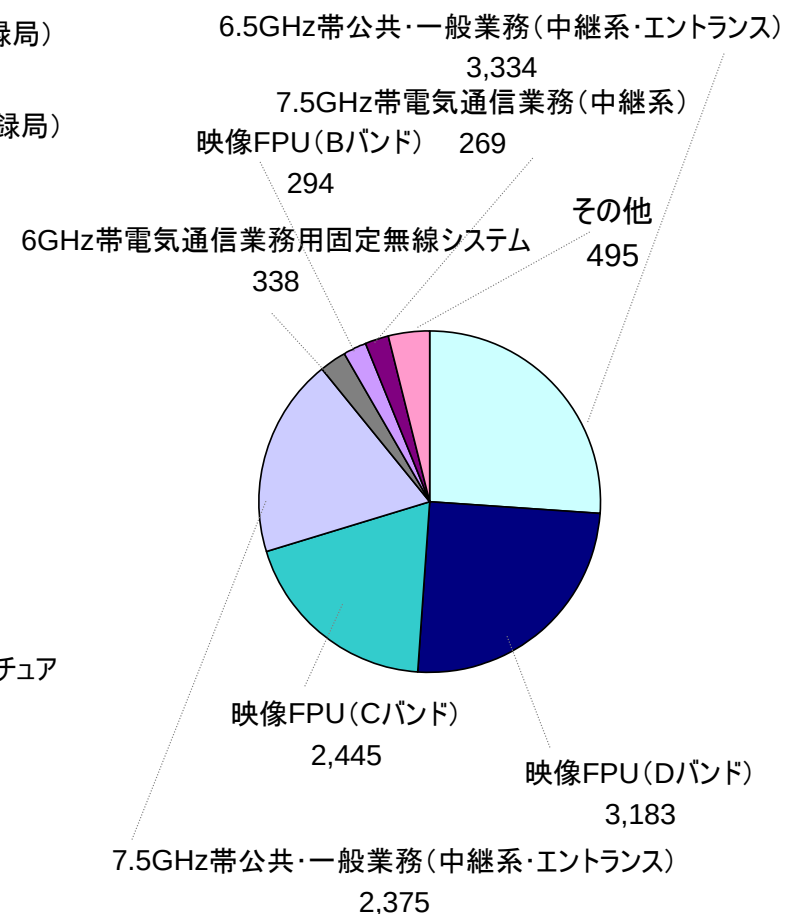
【3.4-4.4GHzにおける無線局数】



【4.4-5.85GHzにおける無線局数】

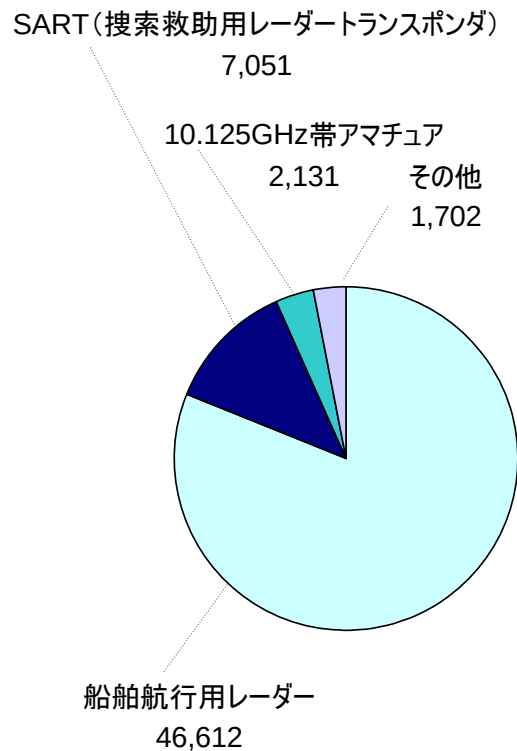


【5.85-8.5GHzにおける無線局数】

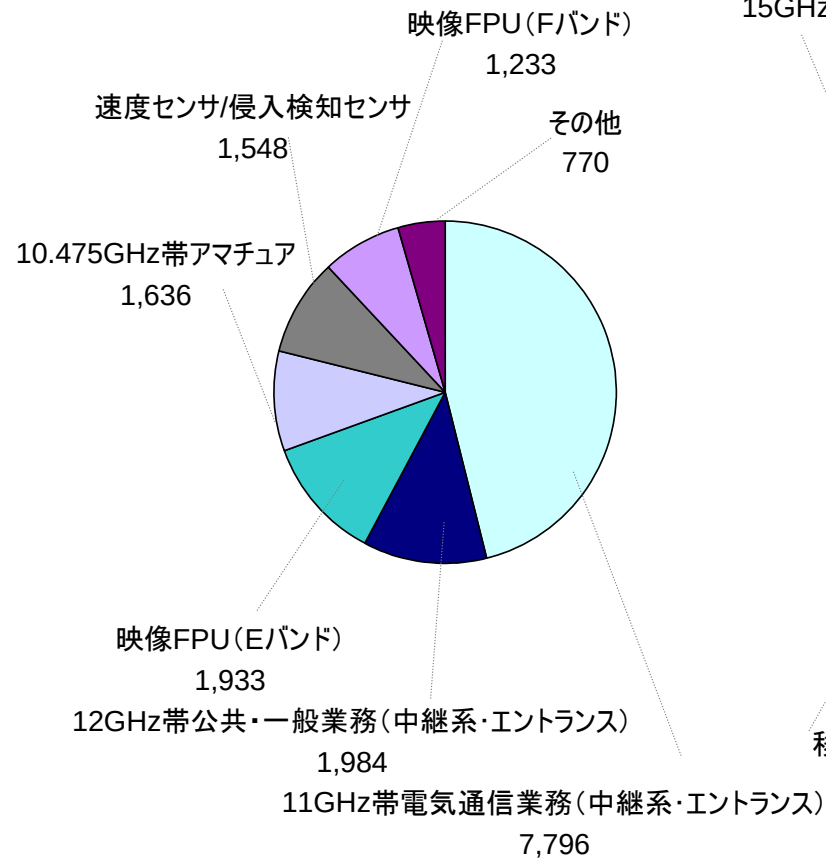


各周波数区分における無線局数②

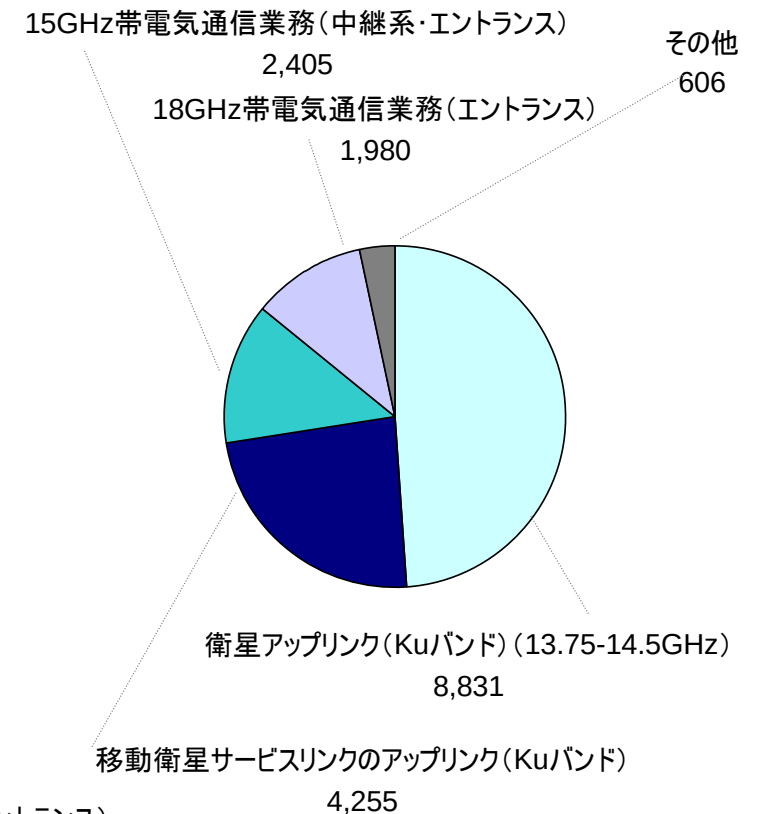
【8.5-10.25GHzにおける無線局数】



【10.25-13.25GHzにおける無線局数】

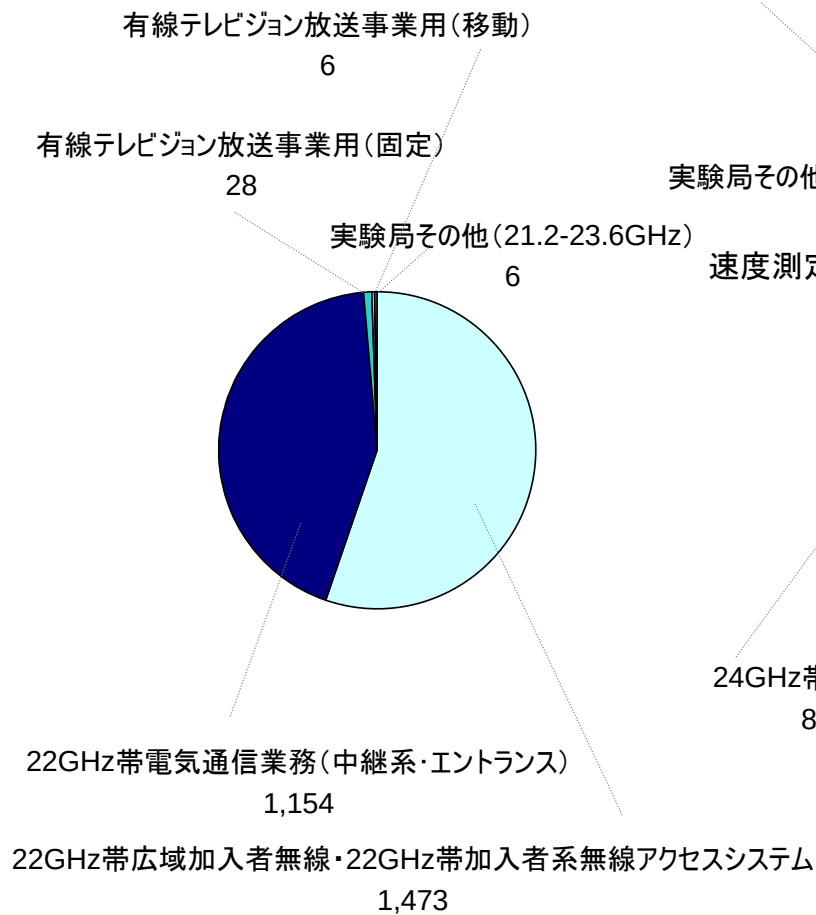


【13.25-21.2GHzにおける無線局数】

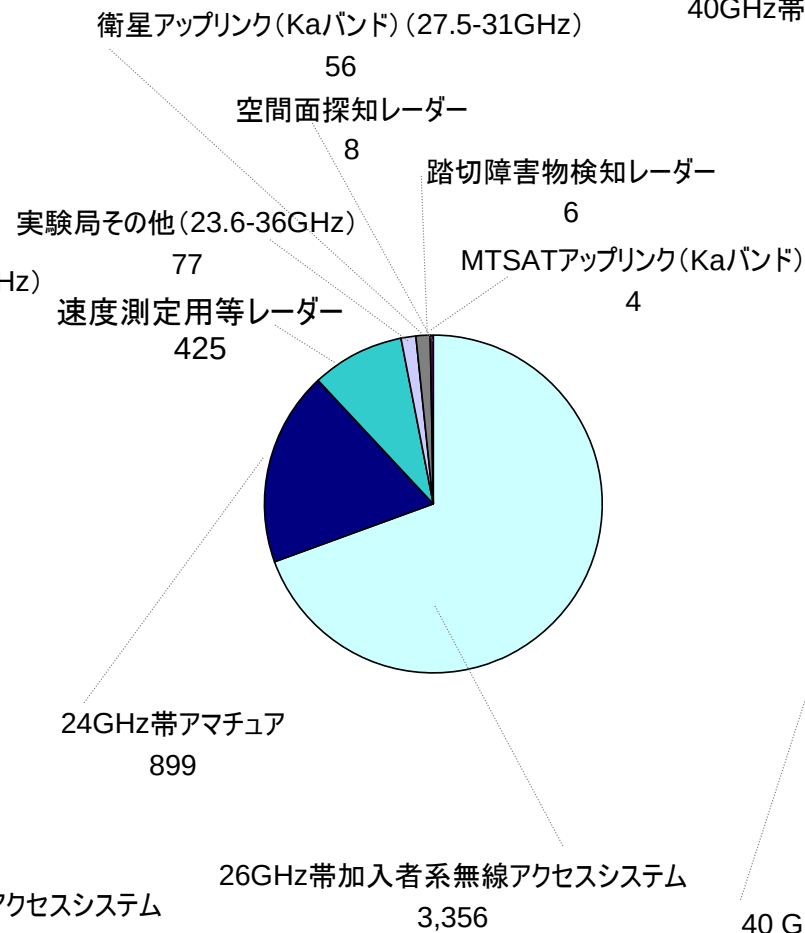


各周波数区分における無線局数③

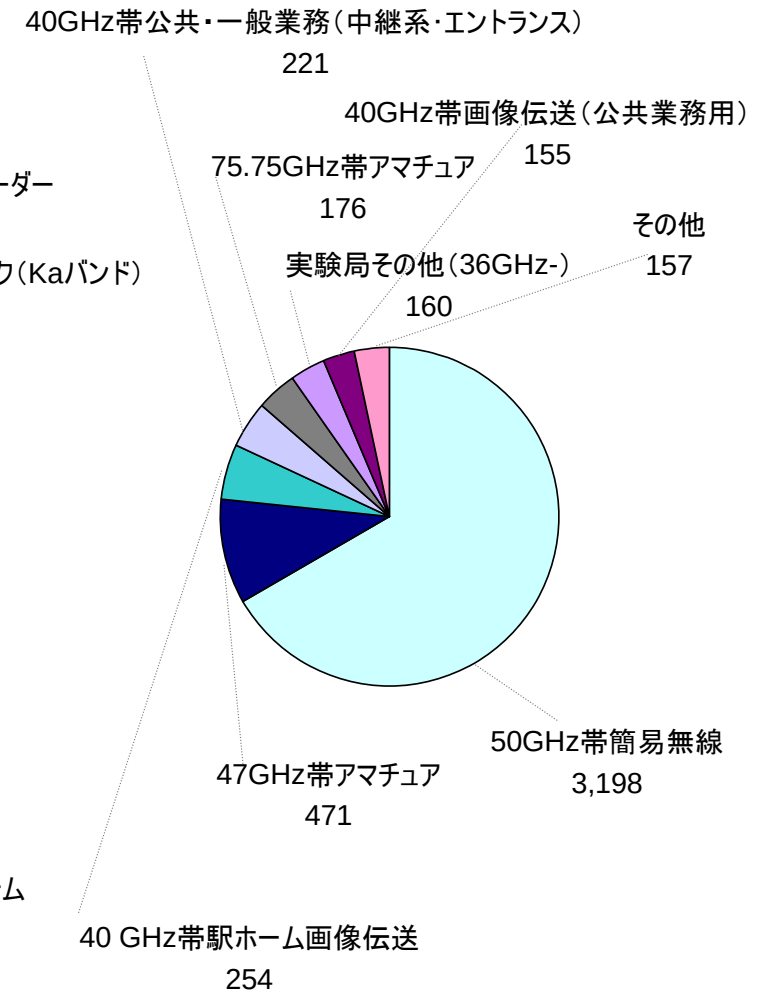
【21.2-23.6GHzにおける無線局数】



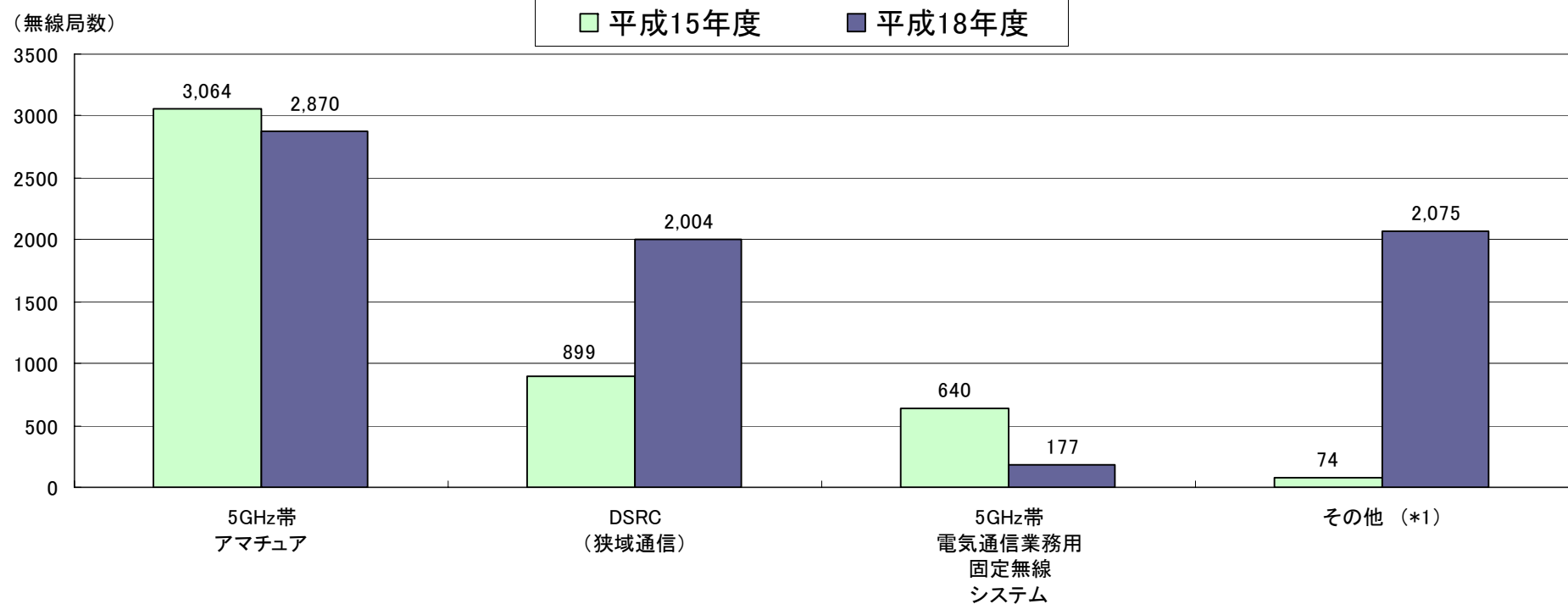
【23.6-36GHzにおける無線局数】



【36GHz-における無線局数】



システム別の無線局数の推移（経年比較）



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

	平成15年度	平成18年度
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー	65	64
5GHz帯位置・距離測定用レーダー	5	5
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9-5.0GHz)	2	1
5.8GHz帯画像伝送	1	5
5GHz帯船舶レーダー	1	1

	平成15年度	平成18年度
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9-5.0GHz) (登録局)		417
5GHz帯無線アクセスシステム(5.03-5.091GHz)		5
5GHz帯無線アクセスシステム(5.03-5.091GHz) (登録局)		647
実験局その他(4.4-5.85GHz)		930

★ 評価方法



電波の利用状況を9の周波数区分に分割して評価を実施。また、各周波数区分の評価に当たっては、必要に応じて、各周波数区分の周波数を使用する電波利用システム別に分析。

★ 評価事項

・ 無線局の分布状況：

無線局数、送信装置数等の調査結果に基づき、一定の周波数帯を使用する無線局数等を算定することにより、評価を実施。

・ 無線局に係る無線設備の利用状況：

無線設備の使用技術（デジタル技術等）、無線設備の利用状況（予備電源、管理体制等）等について、電波の有効利用の程度の観点から評価を実施。

・ 代替可能性の有無：

他の電気通信手段への代替可能性等の調査結果に基づき、当該電波利用の必然性の観点から評価を実施

・ その他の事項：無線局を利用する体制の整備状況 等

★今回の3.4GHzを超える周波数の利用状況調査の評価結果

・利用状況

国際的に航空無線航行業務に分配されているなど、周波数区分によって使用条件が異なっており、一概に周波数区分ごとの利用状況を比較することは困難であるが、各区分とも概ね適切な利用がなされている。

・必要な周波数を確保すべきもの

第4世代移動通信システム等の移動通信システムや無線アクセスシステムへの割当てに適している6GHz以下の周波数帯について、周波数移行等の有効利用方策を優先的に進めることが適当である。

・個々の電波利用システム（一部）

- ・割り当てられた周波数帯幅に対して利用する無線局数が非常に少ない。
- ・電波利用の需要の低下により無線局数が減少している。
- ・光ファイバ等の有線系システムへの代替又は他の周波数帯のシステムへの移行の可能性を有している。
- ・狭帯域化等の周波数有効利用技術の導入の検討が適当である。

評価結果の概要（個別①）

(1) 3.4GHz超4.4GHz以下

- ① 第4世代移動通信システム等への割当てに適していることから、需要増加予測に合わせて必要な周波数を確保するため、既存システムに係る周波数有効利用方を早急に進めることが適当である。
- ② 3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL、3.4GHz帯音声FPU及び放送監視制御
平成22年以降の第4世代移動通信システム等の導入に支障を及ぼさない時期までに周波数移行等を行うことが望まれ、この点に留意して、周波数の使用期限を早期に設定する必要がある。これらの移行先周波数については、6GHz帯以上の周波数帯の検討が必要である。
- ③ 映像STL/TTL/TSL(Aバンド)
 - ・アナログ方式の映像STL/TTLが使用する帯域は、移動通信システム用として確保することが適当である。
 - ・映像TSLについては、第4世代移動通信システム等が円滑に導入できるよう、周波数の使用期限を早期に設定する必要がある。
 - ・周波数の使用期限の設定に当たっては、6GHz帯以上の周波数帯の検討が必要である。

評価結果の概要（個別②）

(2) 4.4GHz超5.85GHz以下

- ① 第4世代移動通信システム等への割当てに適していることから、需要増加予測に合わせて必要な周波数を確保するため、既存システムに係る周波数有効利用方を早急に進めることが適当である。
- ② 無線LANを含む無線アクセスシステムへの割当てに適していることから、需要増加に合わせて、世界的な追加分配により多く周波数を確保してきており、今後、周波数利用効率を高めていく必要がある。
- ③ 5GHz帯電気通信業務用固定無線システム
光ファイバへの代替や他の周波数帯への移行等については、周波数割当計画にあるとおり、4.4-4.9GHz帯は平成24年(2012年)11月30日までに、4.9-5GHz帯は平成19年(2007年)11月30日までに円滑に実施する必要があり、着実に進んでいる。
- ④ 5GHz帯気象レーダー及び5GHz帯空港気象レーダー
無線局数が少ないが、観測範囲が広いため周波数の繰り返し利用が困難となっている状況を踏まえ、ナロー化等の技術の導入により周波数の有効利用を図ることが必要である。

(3) 5.85GHz超8.5GHz以下

6GHz帯電気通信業務用固定無線システムについては、4GHz帯及び5GHz帯電気通信業務用固定無線システムからの移行に伴う受け入れ先としての役割が期待され、光ファイバや他の周波数帯へ移行可能なものについては、これを推進することにより、周波数の有効利用を図ることが適当である。

評価結果の概要（個別③）

(4) 8.5GHz超10.25GHz以下

9GHz帯気象レーダーは、ナロー化等の技術が発達してきており、これら技術の採用により、より周波数の有効利用が図られるほか、5GHz帯気象レーダーの移行先周波数帯としての役割が期待される。

(5) 10.25GHz超13.25GHz以下

11GHz帯電気通信業務用固定無線システムの無線局数が平成15年度の調査結果と比べて約50%増加しており、デジタル技術により周波数の有効利用が図られている。一方、衛星通信及び衛星放送については、無線局数が少ないが、一定の需要があり、今後も利用を継続することが適当である。

(6) 13.25GHz超21.2GHz以下

15GHz帯ヘリテレ画像伝送は、比較的低い利用状況にあるが、周波数利用効率等の観点から、技術の進展も踏まえ、平成20年度までにデジタル方式を導入することが適当である。また、デジタル方式の導入に伴い、周波数の有効利用の観点から、現行アナログ方式の終了期間を設定し、デジタル方式への円滑な移行を進める必要がある。

評価結果の概要（個別④）

MIC

(7) 21.2GHz超23.6GHz以下

有線テレビジョン放送事業用の23GHz帯は、需要が増大する電気通信業務用固定無線システムの周波数として確保するため、固定業務の局を23GHz帯へ、移動業務の局を21GHz帯へ分離するよう周波数移行を進めており、周波数割当計画にあるとおり、平成19年（2007年）3月31日までに着実に実施する必要がある。

(8) 23.6GHz超36GHz以下

衛星アップリンクは、インターネット衛星やKa帯VSATシステムによるブロードバンドサービス、広帯域の映像・データ伝送（HDTVによるSNG等）、大容量コンテンツ配信（番組素材伝送等）等の利用が見込まれ、これらのシステムの導入により周波数の有効利用を図ることが期待される。

(9) 36GHz超

- ① 広帯域の電波利用に適しており、引き続き利用促進に向けた基盤技術の研究開発や、超高速無線LAN、素材伝送システム等の大容量伝送システム、高分解能レーダーシステム等の新システムの導入に向けた検討を行うことが適当である。
- ② 38GHz帯加入者系無線アクセスシステムについては、他の電気通信サービス（有線系又は無線系）への代替が可能であることから、これを進めることが適当である。

電波の利用状況の調査、公表制度の概要 (参考1)

MIC

【調査する事項】

- 無線局の数
- 通信量
- 無線設備の使用年数
- 他の電気通信手段への代替可能性 等

電波法に定める 3,000GHz以下の周波数の 電波の利用状況の調査

3年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに実施

- ① 3.4GHzを超えるもの
(平成18年度調査対象)
- ② 770MHzを超え3.4GHz以下
- ③ 770MHz以下

③の調査	②の調査	①の調査
H17	H16	H15
H20	H19	H18
⋮	⋮	H21

国民の意見

例

- ・ 新規の電波需要に迅速に対応するため、電波再配分が必要
- ・ 既存の電波利用の維持が必要

電波監理審議会への諮問

周波数区分ごとの 電波の有効利用の 程度の評価

調査及び評価結果の概要の公表

例

- ・ 現在、電波は有効に利用されている
- ・ 使用帯域の圧縮が適当
- ・ 中継系の固定局は光ファイバ等への転換が適当

調査・評価結果を踏まえ、周波数の再編を実施

平成18年度調査システム一覧

(参考2)

MIC

周波数区分	電波利用システム
3. 4-4. 4GHz	3. 4GHz帯音声STL/TTL/TSL
	映像STL/TTL (Aバンド)
	放送監視制御
	3. 4GHz帯音声FPU
	衛星ダウンリンク (Cバンド) (3. 4-3. 6GHz)
	4GHz帯電気通信業務用固定無線システム
	衛星ダウンリンク (Cバンド) (3. 6-4. 2GHz)
	移動衛星ダウンリンク (Cバンド)
	航空機電波高度計
	実験局その他 (3. 4-4. 4GHz)
4. 4-5. 85GHz	5GHz帯電気通信業務用固定無線システム
	5GHz帯無線アクセスシステム (4. 9-5. 0GHz)
	5GHz帯無線アクセスシステム (4. 9-5. 0GHz) (登録局)
	5GHz帯無線アクセスシステム陸上移動局 (4. 9-5. 0GHz)
	電波天文
	5GHz帯無線アクセスシステム (5. 03-5. 091GHz)
	5GHz帯無線アクセスシステム (5. 03-5. 091GHz) (登録局)
	5GHz帯無線アクセスシステム陸上移動局 (5. 03-5. 091GHz)
	5GHz帯小電力データ通信システム
	5. 8GHz帯画像伝送
	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー
	5GHz帯位置・距離測定用レーダー
	5GHz帯船舶レーダー
	5GHz帯アマチュア
	DSRC (狭域通信)
5. 85-8. 5GHz	狭域通信システム用陸上移動局
	実験局その他 (4. 4-5. 85GHz)
	6GHz帯電気通信業務用固定無線システム
	映像STL/TTL/TSL (Bバンド)
	映像STL/TTL/TSL (Cバンド)
	衛星アップリンク (Cバンド) (5. 85 - 6. 57GHz)
	移動衛星アップリンク (Cバンド)
	映像FPU (Bバンド)
	映像FPU (Cバンド)
	6. 5GHz帯公共・一般業務 (中継系・エントランス)
	映像STL/TTL/TSL (Mバンド)
	映像STL/TTL/TSL (Dバンド)
	映像FPU (Dバンド)
	7. 5GHz帯電気通信業務 (中継系)
	7. 5GHz帯公共・一般業務 (中継系・エントランス)
8. 5-10. 25GHz	映像STL/TTL (Nバンド)
	実験局その他 (5. 85-8. 5GHz)
	PAR (精測進入レーダー)
	9GHz帯気象レーダー
	沿岸監視レーダー
	航空機用気象レーダー
	船舶航行用レーダー
	位置・距離測定用レーダー
	レーマーカービーコン・レーダービーコン
	SART (捜索救助用レーダートランスポンダ)
	沿岸監視レーダー (移動型)
	9GHz帯気象レーダー (可搬型)
	10. 125GHz帯アマチュア
	実験局その他 (8. 5-10. 25GHz)

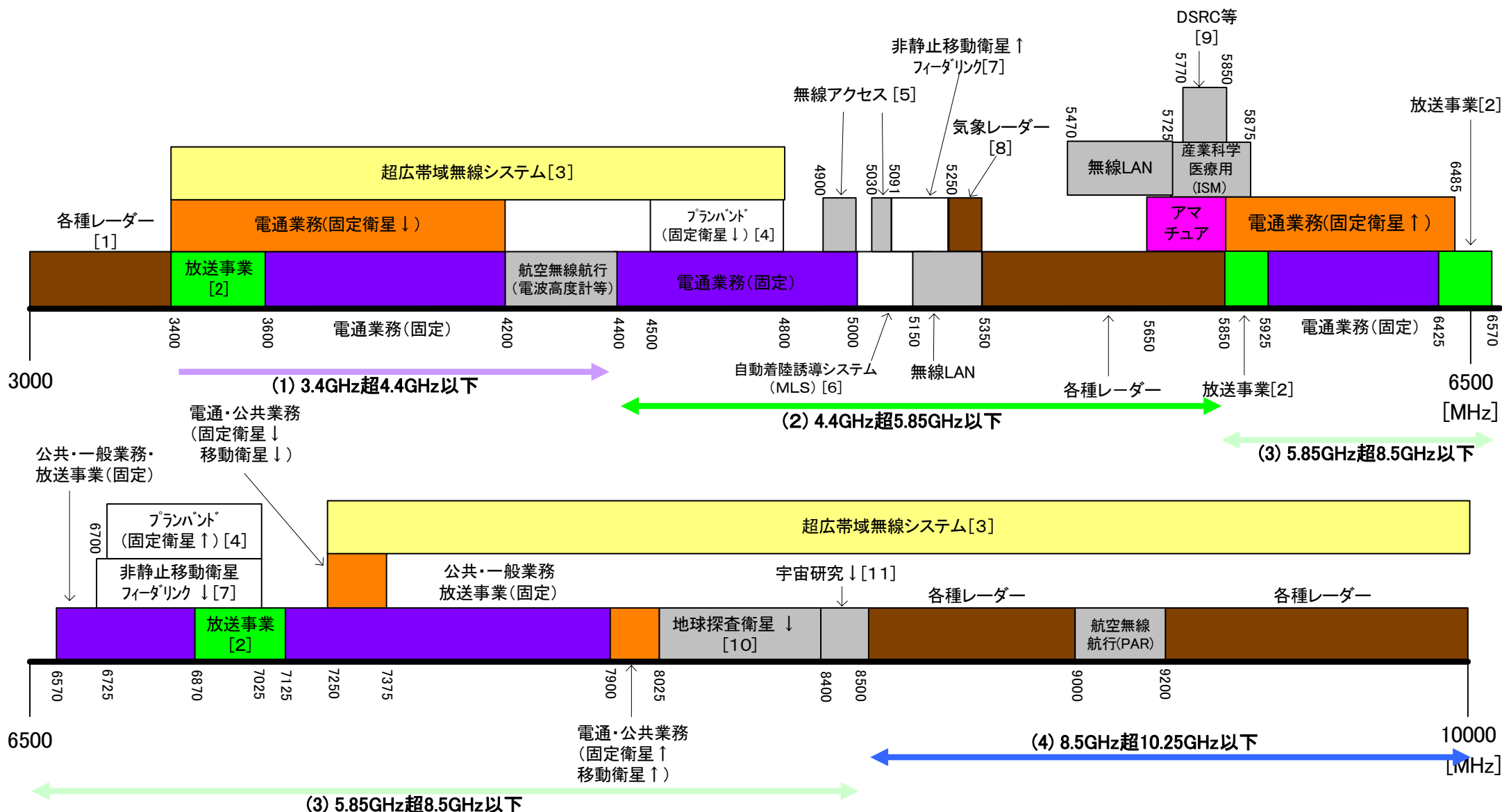
周波数区分	電波利用システム
10. 25-13. 25GHz	映像STL/TTL/TSL (Eバンド)
	映像STL/TTL/TSL (Fバンド)
	映像FPU (Eバンド)
	映像FPU (Fバンド)
	10. 475GHz帯アマチュア
	速度センサ/侵入検知センサ
	10GHz帯特定小電力機器 (移動体検知センサー用)
	電波天文
	11GHz帯電気通信業務 (中継系・エントランス)
	11GHz帯電気通信業務災害対策用
	11GHz帯電気通信業務テレビ伝送用
	MTSATダウンリンク (Kuバンド)
	12GHz帯公共・一般業務 (中継系・エントランス)
	映像STL/TTL/TSL (Gバンド)
	映像FPU (Gバンド)
	移動衛星サービスリンクのダウンリンク (Kuバンド)
	BS放送
	CS放送
	衛星ダウンリンク (Kuバンド) (11. 7-12. 75GHz)
	2. 6GHz帯衛星デジタル音声放送ダウンリンク
	SHF帯地上放送
	実験局その他 (10. 25-13. 25 GHz)
	15GHz帯電気通信業務 (中継系・エントランス)
	衛星アップリンク (Kuバンド) (13. 75-14. 5GHz)
	14GHz帯BSフィードリンク
	CSフィードリンク
13. 25-21. 2GHz	2. 6GHz帯衛星デジタル音声放送フィードリンクのアップリンク
	15GHz帯ヘリテレ画像伝送
	15GHz帯電気通信業務災害対策用
	15GHz帯電気通信業務テレビ伝送用
	移動衛星サービスリンクのアップリンク (Kuバンド)
	13GHz帯船舶航行管制用レーダー
	13GHz帯航空機航行用レーダー
	接岸援助用レーダー
	電波天文
	MTSATアップリンク (Kuバンド)
	17GHz帯BSフィードリンク
	衛星ダウンリンク (Kaバンド) (17. 3-20. 2GHz)
	19GHz帯構内無線
	18GHz帯公共用小容量固定
	18GHz帯電気通信業務 (エントランス)
36GHz-	18GHz帯FWA
	MTSATダウンリンク (Kaバンド)
	実験局その他 (13. 25-21. 2 GHz)

周波数区分	電波利用システム
21. 2-23. 6GHz	22GHz帯電気通信業務 (中継・エントランス)
	有線テレビジョン放送事業用 (固定)
	22GHz帯広域加入者無線・22GHz帯加入者系無線アクセスシステム
	有線テレビジョン放送事業用 (移動)
	電波天文
23. 6-36GHz	実験局その他 (21. 2-23. 6 GHz)
	空港面探知レーダー
	24GHz帯アマチュア
	速度測定用等レーダー
	24GHz帯特定小電力機器 (移動体検知センサー用)
	電波天文
	26GHz帯加入者系無線アクセスシステム
	準ミリ波小電力データ通信システム
	MTSATアップリンク (Kaバンド)
	衛星アップリンク (Kaバンド) (27. 5-31GHz)
36GHz-	踏切障害物探知レーダー
	実験局その他 (23. 6-36GHz)
	40GHz帯公共・一般業務 (中継系・エントランス)
	40GHz帯画像伝送 (公共業務用)
	38GHz帯加入者系無線アクセスシステム
	40GHz帯映像FPU
	電波天文
	40GHz帯駅ホーム画像伝送
	47GHz帯アマチュア
	50GHz帯簡易無線
	60GHz帯電気通信業務用 (無線アクセスシステム)
	60GHz帯特定小電力機器 (ミリ波画像伝送用及びミリ波データ)
	60GHz帯特定小電力機器 (ミリ波レーダー用)
	75. 75GHz帯アマチュア
	77. 75GHz帯アマチュア
	76GHz帯特定小電力機器 (ミリ波レーダー用)
	135GHz帯アマチュア
	249GHz帯アマチュア
	実験局その他 (36GHz -)

平成18年度調査の対象周波数帯の使用状況（参考3の①）

MIC

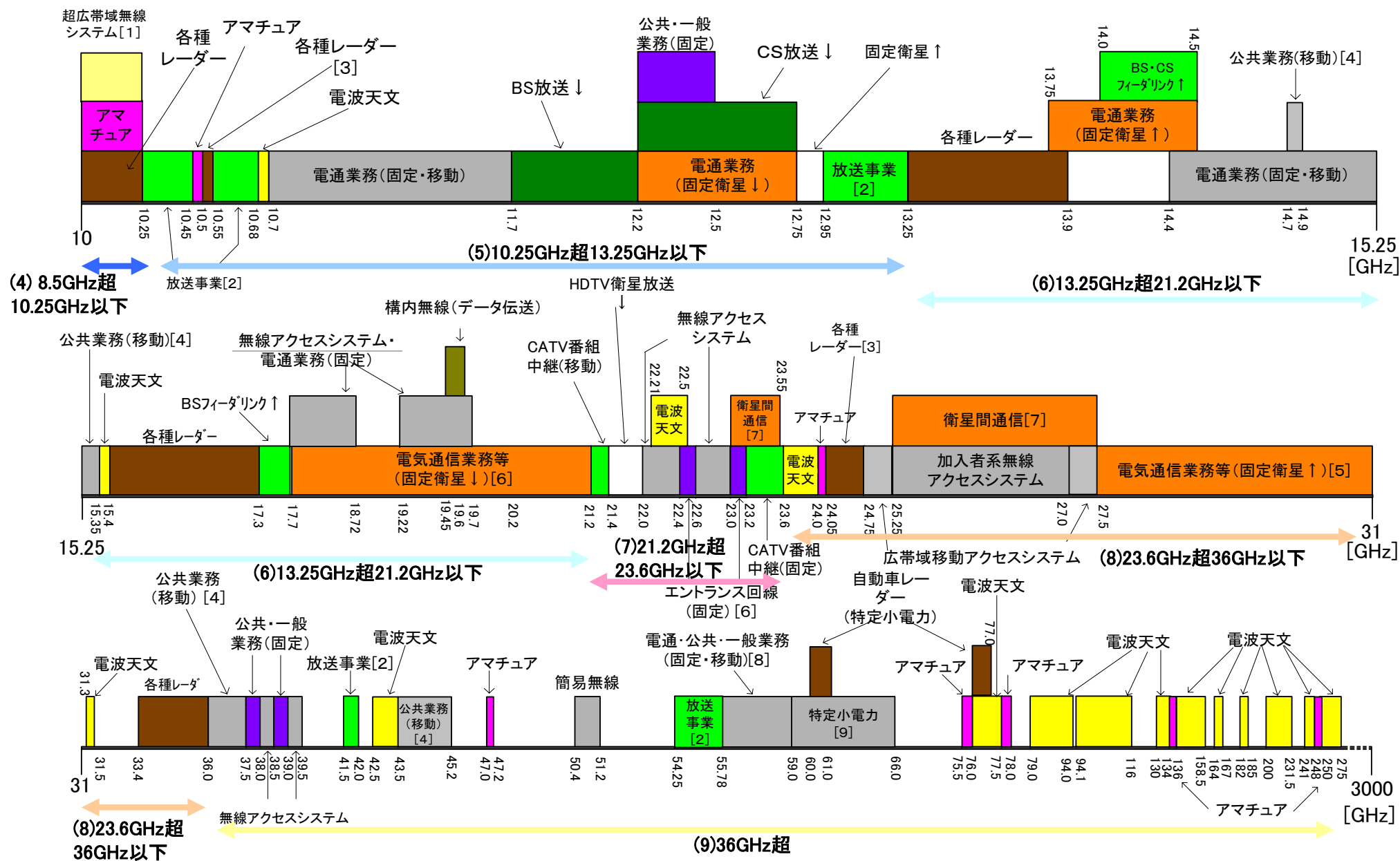
3000MHz～10000MHz



平成18年度調査の対象周波数帯の使用状況 (参考3の②)

MIC

10GHz超



電波の使用状況に関する補足説明

【3000－10000MHz】

番号	周波数帯(MHz)	主 な 用 途
[1]	3000－3400	主として船舶の航行用レーダー
[2]	3400－3600	放送事業者が音声又は TV 番組中継として利用
	5850－5925、6425－6570 6870－7125	放送事業者が TV 番組中継として利用
[3]	3400－4800、7250－10250	屋内限定で大容量データ通信用として利用
[4]	4500－4800、6725－7025	固定衛星業務用の国際的なプランバンド
[5]	4900－5000、5030－5091	無線アクセスシステムに使用。5030－5091MHz は 2012 年 11 月 30 日まで使用可能。
[6]	5000－5150	将来の航空機自動着陸誘導システム(MLS)のために保留
[7]	5091－5250、6700－7025	低軌道周回衛星のフィードリンクに分配された周波数帯
[8]	5250－5350	公共機関等の気象レーダー
[9]	5770－5850	DSRC として利用
[10]	8025－8400	地球探査衛星からのデータ伝送として利用
[11]	8400－8500	科学衛星からのデータ伝送として利用

【10GHz 超】

番号	周波数帯(GHz)	主 な 用 途
[1]	3400－4800、7250－10250	屋内限定で大容量データ通信用として利用
[2]	10.25－10.45 10.55－10.7 12.95－13.25 41.5－42.0 54.25－55.78	放送事業者が番組素材の中継用として利用
[3]	10.5－10.55、24.05－24.25	速度測定等のレーダーとして利用
[4]	14.7－14.9 15.25－15.35 36.0－37.5 43.5－45.2	公共機関が画像伝送として利用
[5]	19.7－21.2、29.5－31.0	データ中継衛星に使用
[6]	22.4－22.6、23.0－23.2	携帯電話等の交換局と基地局間の中継回線
[7]	23.0－23.55、25.25－27.5	データ中継衛星に使用
[8]	55.78－59.0	高速無線回線システム等で使用
[9]	59.0－66.0	ミリ波画像伝送用システム及びミリ波データ伝送用システム等で使用

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年3月14日

イー・モバイル株式会社所属特定無線局の包括免許について
(平成19年3月14日 諮問第13号)

[携帯電話事業への新規参入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(西潟課長補佐、中谷係長)

電話：03-5253-5893

イー・モバイル株式会社所属特定無線局の包括免許について

1 包括免許申請の概要

申請者	イー・モバイル株式会社
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	HSDPA (High-Speed Downlink Packet Access) 方式を用いてデータ通信を行う携帯電話事業に参入するため。
通信の相手方	免許人所属の基地局及び陸上移動中継局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W 1762.4MHz 0.25W
最大運用数	167万局
運用開始予定期日	平成19年3月31日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙のとおり、電波法第27条の4の規定に適合するものと認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること （電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられ、現在申請者が使用しており、周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供する電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること （特定無線局の開設の根本的基準第2条第一号）	適	本件無線局は、高速データ通信を可能とするものであり、利用者の通信サービスに対する需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること （特定無線局の開設の根本的基準第2条第二号）	適	別添のとおり、最大運用数によっても、最繁時に通信が可能であるため、最大運用数による運用における業務の実施について適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は認定された開設計画をもとに、通信の相手方となる特定基地局を設置していくこととしており、最大運用数による運用の計画及び能力を有していると認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること （特定無線局の開設の根本的基準第2条第三号）	適	今回提供しようとするHSDPAに係る技術は、携帯電話端末による高速データ通信を可能にするものであり、他の電気通信手段と比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること （特定無線局の開設の根本的基準第2条第四号）	適	携帯電話端末による高速データ通信を可能にすることが、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

最大運用数の妥当性

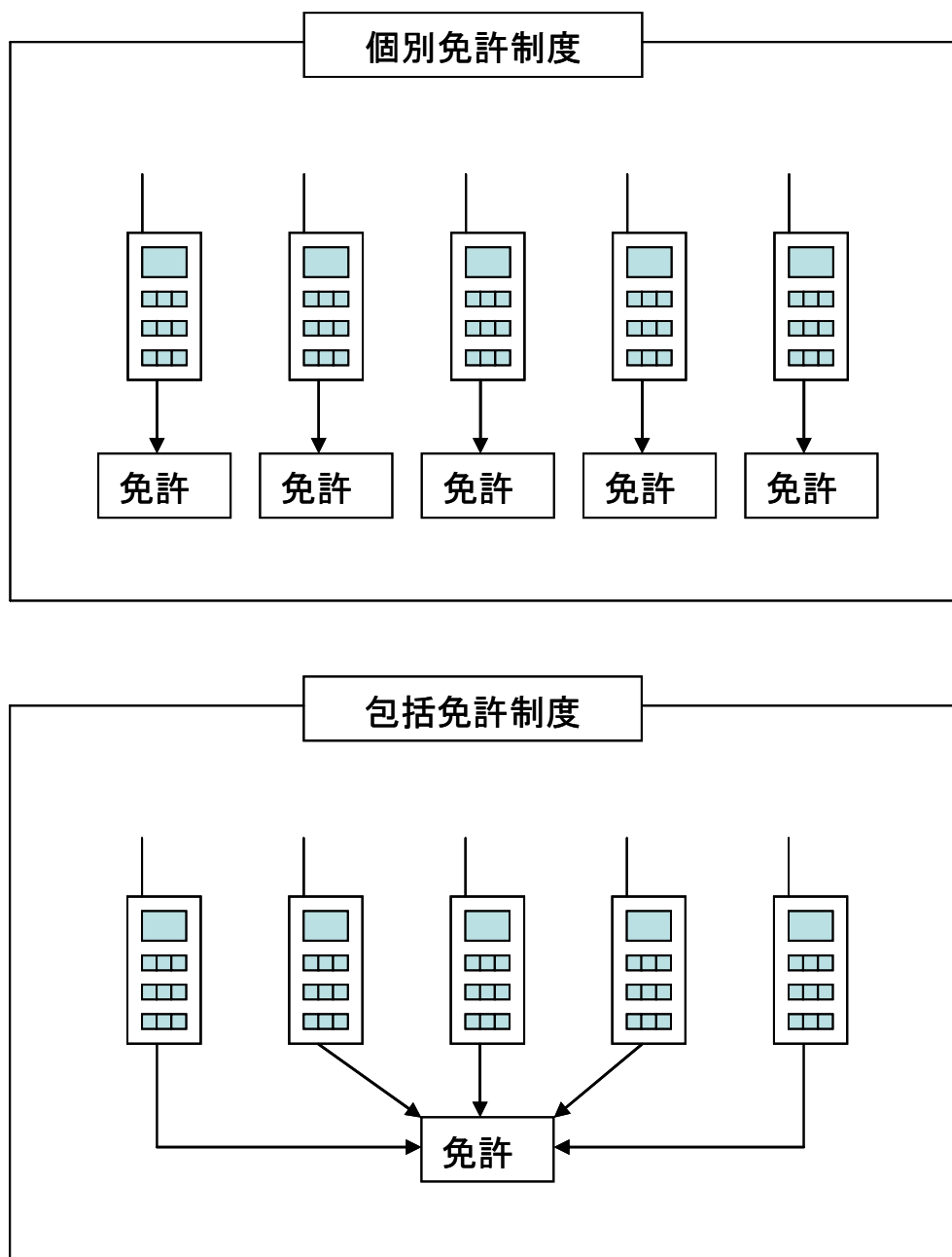
今回申請のあった包括免許の最大運用数は、以下のとおり、収容可能無線局数を下回っており、妥当であると認められる。

	収容可能 無線局数 ①	申請のあった 最大運用数 ②	適否 ※
北海道総合通信局分	1,069,500	60,521	適
東北総合通信局分	1,323,000	82,154	適
関東総合通信局分	6,861,000	655,234	適
信越総合通信局分	535,500	52,583	適
北陸総合通信局分	796,500	22,228	適
東海総合通信局分	2,781,000	227,219	適
近畿総合通信局分	3,381,000	330,497	適
中国総合通信局分	1,258,500	77,158	適
四国総合通信局分	634,500	19,621	適
九州総合通信局分	1,954,500	133,862	適
沖縄総合通信事務所分	162,000	9,314	適
全国合計	20,757,000	1,670,390	適

※ 判定基準：①>②であること。

包括免許制度

携帯電話端末等の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とした制度。（電波法第27条の2他）



イー・モバイル株式会社から申請のあった1.7GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の変更認定について

1 経緯等

総務省は、平成17年11月10日、「1.7GHz帯又は2GHz帯を使用する特定基地局の開設計画に関する指針」（平成17年8月11日 総務省告示第883号）に基づき、イー・モバイル株式会社から申請のあった1.7GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を行った。

イー・モバイル株式会社は、認定された開設計画に基づきサービス開始に向けた準備を進めているが、NTTドコモからのローミングサービスの提供について基本合意に至ったことや、基地局の設置場所の確保が難航していたこと等の理由により、本年2月13日に開設計画変更の認定申請があった。本申請について審査した結果、認定することが適当であると認められることから、本年3月13日、イー・モバイル株式会社の開設計画の変更を認定したところ。

2 変更後の開設計画の概要

変更後の開設計画の概要は下表のとおり。

提供する電気通信役務		音声伝送及びデータ伝送
採用する方式		W－C D M A 方式
特定基地局 の内容	局種	基地局及び陸上移動中継局
	型式	G 7 W
通信の相手方の移動範囲		全国
認定から5年後の年度（平成22年度） 末の特定基地局の総数		基地局：13,563局、陸上移動中継局：397局
運用開始予定期日		平成19年3月31日
運用開始5年後の年度（平成23年度） 末の加入数見込み		421万
指定する周波数の範囲		1854.9MHzを超え1859.9MHz以下
各総合通信局（※1）管内の人口カバー率（※2）が50%以上を達成する予定年度		関東、東海、近畿の各管内： 平成20年度 北海道、信越、九州の各管内： 平成21年度 東北、北陸、中国、四国、沖縄の各管内： 平成22年度

※1 沖縄総合通信事務所を含む。

※2 一の市町村におけるすべての市町村事務所等において通信が可能となる場合にその市町村を通信が可能な市町村とし、通信が可能な市町村の人口の合計を各総合通信局管内の人口で割った値。

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年3月14日

放送用周波数使用計画及び放送普及基本計画の各一部変更案について
(平成19年3月14日 諮問第14号)

[C S デジタル放送の放送番組数の目標の変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(箴島課長補佐、川名係長)

電話：03－5253－5799

放送用周波数使用計画及び放送普及基本計画の 各一部変更案について

1 背景

衛星放送の受委託制度において、委託放送事業者の委託放送業務の認定の申請は、「委託して行わせる放送の種類」ごとに行うこととされており、この「放送の種類」は、放送法施行規則において「標準テレビジョン放送」、「高精細度テレビジョン放送」、「超短波放送」及び「データ放送」と規定されている。

現在、この「放送の種類」の変更手続が存在しないため、標準テレビジョン放送の認定を受けている委託放送事業者が高精細度テレビジョン放送を行うには、一度標準テレビジョン放送の認定を廃止し、新たに高精細度テレビジョン放送の認定を受ける必要があり、速やかなハイビジョン化を阻害する要因となっているところである。

そこで、CS デジタル放送の普及促進の観点から、ハイビジョン番組等の多彩なサービスを迅速かつ柔軟に提供できるよう、CS デジタル放送における標準テレビジョン放送と高精細度テレビジョン放送の区分を撤廃し、単にテレビジョン放送とする等、所要の制度整備を行うものである。

本件においては、放送法施行規則の改正に伴う放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について諮問するものである。

< 今回の改正の対象範囲 >

	BS	CS (110°)	CS (110° 以外)
役 務			×
委 託	×	○	○

2 諮問内容

(1) 放送普及基本計画の変更

- ① 第 2（放送番組の数の目標）の 3（3）ア及びイにおける CS デジタル放送の放送の区分を、「標準テレビジョン放送」及び「高精細度テレビジョン放送」から「テレビジョン放送」に変更する。

- ② ＣＳデジタル放送（東経 110 度ＣＳデジタル放送を除く。）の数の目標を、需要の動向等を踏まえ変更する。

変更前		変更後	
超短波放送	100 程度	超短波放送	1
標準テレビジョン放送	210 程度	テレビジョン放送	80 程度
データ放送	30 程度	データ放送	1

※ ＣＳデジタル放送（東経 110 度ＣＳデジタル放送を除く。）においては、電気通信役務利用放送への移行が進んでいることから、実際放送されている番組の数は、放送普及基本計画による放送番組の数の目標からは乖離している。

- ③ 東経 110 度ＣＳデジタル放送の数の目標を、需要の動向等を踏まえ変更する。

変更前		変更後	
超短波放送	150 程度		
標準テレビジョン放送	80 程度	テレビジョン放送	90 程度
高精細度テレビジョン放送	20 程度		
データ放送	36 程度	データ放送	2

※ 東経 110 度ＣＳデジタル放送におけるテレビジョン放送の認定の数は、「標準テレビジョン放送 ＮＳ 第〇〇号（高精細度テレビジョン放送 ＮＳ 第〇〇号を行わない場合に放送）」といった条件付きの認定についてはそれぞれ別の認定として数えたものである。

なお、上記②、③の変更後の数の目標は、現在の認定の実数にほぼ見合ったものであり、本変更により実数との乖離が起きるものではない。

(2) 放送用周波数使用計画の変更

- 第 12 及び第 13 の注 2 の放送番組の数を、放送普及基本計画の変更に合わせ変更する。

○放送普及基本計画（昭和 6 3 年郵政省告示第 6 6 0 号）

変 更 案					現 行				
第 2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標 1、2 （略） 3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標 (1)、(2) （略） (3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送 <u>ア 東経 110 度人工衛星デジタル放送以外のデジタル放送</u>					第 2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標 1、2 （略） 3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標 (1)、(2) （略） (3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送 <u>ア デジタル放送</u>				
放送の区分			放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標	放送の区分			放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
超短波放送	学園又は一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>1</u> （学園による放送番組）	超短波放送	学園又は一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>100 程度(注)</u> （学園による 1 放送番組を含む。）
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。					有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		
<u>テレビジョン放送</u>	学園又は一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>80 程度</u> （学園による 1 放送番組を含む。）	<u>標準テレビジョン放送</u>	学園又は一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>210 程度(注)</u> （学園による 1 放送番組を含む。）
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。					有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		

データ放送	一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>1</u> （番組検索サービスを除く。）
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		

(削除)

イ 東経 110 度人工衛星デジタル放送

放送の区分			放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標

データ放送	一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>30 程度(注)</u> （番組検索サービスを除く。）
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		

(注) 1 現在の音声品質、画像品質を考慮して 27MHz 帯幅の電波を、超短波放送については 100 分割、標準テレビジョン放送については 6 分割、データ放送については 24 分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な委託放送業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

2 超短波放送、標準テレビジョン放送及びデータ放送のいずれかが数の目標を下回る場合、周波数を他の目的のために利用することを妨げない。

イ 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経 110 度人工衛星デジタル放送

放送の区分			放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
<u>超短波放送</u>	<u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u>	<u>有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。</u>	<u>全国</u>	<u>150 程度(注)</u>
		<u>有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。</u>		

<u>テレビジョン放送</u>	一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>90 程度</u>
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		
データ放送	一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>2</u>
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		

(削除)

<u>標準テレビジョン放送</u>	一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>80 程度(注)</u>
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		
<u>高精細度テレビジョン放送</u>	一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>20 程度(注)</u>
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		
データ放送	一般放送事業者が委託により行わせる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	全国	<u>36 程度(注)</u>
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		

(注) 1 現在の音声品質、画像品質を考慮して 34.5MHz 帯幅の電波を、超短波放送については 150 分割、標準テレビジョン放送については 8 分割、高精細度テレビジョン放送については 2 分割、データ放送については 36 分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な委託放送業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展、当該放送における必要な音声品質、画像品質、周波数の国際調

整、サービスの高機能化の実現とその推進等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。また、これにより放送番組の数の目標が上記の放送番組の数を下回る場合がある。

2 高精細度テレビジョン放送については、標準テレビジョン放送が行われない場合に限る。

3 超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送及びデータ放送のいずれかが数の目標を下回る場合、周波数を他の目的のために利用することを妨げない。

4 放送番組の数の目標の設定は、放送に関する需要の動向等を踏まえ柔軟に対応する。

○ 放送用周波数使用計画（昭和 6 3 年郵政省告示第 6 6 1 号）

新					旧				
放送用周波数使用計画 第12 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。）による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送のうち放送衛星業務用の周波数を使用して国内放送又は受託国内放送をする無線局が開設されている人工衛星と同一の軌道又は位置にある人工衛星に開設する無線局により行われるデジタル放送（以下「放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送」という。）以外のデジタル放送。）					放送用周波数使用計画 第12 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。）による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送のうち放送衛星業務用の周波数を使用して国内放送又は受託国内放送をする無線局が開設されている人工衛星と同一の軌道又は位置にある人工衛星に開設する無線局により行われるデジタル放送（以下「放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送」という。）以外のデジタル放送。）				
一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）					一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）				
放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周波数（チャンネル番号）		空中線電力 （kW）	放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周波数（チャンネル番号）		空中線電力 （kW）
全 国	東経128度 （JCSAT-3）	J D 1（注4）	J D 2（注4）	0.060	全 国	東経128度 （JCSAT-3）	J D 1（注4）	J D 2（注4）	0.060
		J D 3（注4）	J D 4（注4）				J D 3（注4）	J D 4（注4）	
		J D 5（注4）	J D 6（注4）				J D 5（注4）	J D 6（注4）	
		J D 7（注4）	J D 8（注4）				J D 7（注4）	J D 8（注4）	
		J D 9（注4）	J D 10（注4）				J D 9（注4）	J D 10（注4）	
		J D 11（注4）	J D 12（注4）				J D 11（注4）	J D 12（注4）	
		J D 13（注4）	J D 14（注4）				J D 13（注4）	J D 14（注4）	
		J D 15（注4）	J D 17（注4）				J D 15（注4）	J D 17（注4）	
		J D 21（注4）	J D 22（注4）				J D 21（注4）	J D 22（注4）	
		J D 24（注4）	J D 25（注4）				J D 24（注4）	J D 25（注4）	

全 国	東経128度 (JCSAT-3A)	J D 1 J D 2 J D 3 J D 4 J D 5 J D 6 J D 7 J D 8 J D 9 J D 10 J D 11 J D 12 J D 13 J D 14 J D 15 J D 17 J D 21 J D 22 J D 24 J D 25	0.127		全 国	東経128度 (JCSAT-3A)	J D 1 J D 2 J D 3 J D 4 J D 5 J D 6 J D 7 J D 8 J D 9 J D 10 J D 11 J D 12 J D 13 J D 14 J D 15 J D 17 J D 21 J D 22 J D 24 J D 25	0.127
全 国	東経128度 (JCSAT-4)	J D 1 (注4) (注5) J D 2 (注4) (注5) J D 3 (注4) (注5) J D 4 (注4) (注5) J D 5 (注4) (注5) J D 6 (注4) (注5) J D 7 (注4) (注5) J D 8 (注4) (注5) J D 9 (注4) (注5) J D 10 (注4) (注5) J D 11 (注4) (注5) J D 12 (注4) (注5) J D 13 (注4) (注5) J D 14 (注4) (注5) J D 15 (注4) (注5) J D 17 (注4) (注5) J D 21 (注4) (注5) J D 22 (注4) (注5) J D 24 (注4) (注5)	0.060		全 国	東経128度 (JCSAT-4)	J D 1 (注4) (注5) J D 2 (注4) (注5) J D 3 (注4) (注5) J D 4 (注4) (注5) J D 5 (注4) (注5) J D 6 (注4) (注5) J D 7 (注4) (注5) J D 8 (注4) (注5) J D 9 (注4) (注5) J D 10 (注4) (注5) J D 11 (注4) (注5) J D 12 (注4) (注5) J D 13 (注4) (注5) J D 14 (注4) (注5) J D 15 (注4) (注5) J D 17 (注4) (注5) J D 21 (注4) (注5) J D 22 (注4) (注5) J D 24 (注4) (注5)	0.060

全 国	東経124度 (JCSAT-4)	JD25 (注4) (注5)			0.060	全 国	東経124度 (JCSAT-4)	JD25 (注4) (注5)			0.060
		JD1 (注6)	JD2 (注6)					JD1 (注6)	JD2 (注6)		
		JD3 (注6)	JD4 (注6)					JD3 (注6)	JD4 (注6)		
		JD5 (注6)	JD6 (注6)					JD5 (注6)	JD6 (注6)		
		JD7 (注6)	JD8 (注6)					JD7 (注6)	JD8 (注6)		
		JD9 (注6)	JD10 (注6)					JD9 (注6)	JD10 (注6)		
		JD11 (注6)	JD12 (注6)					JD11 (注6)	JD12 (注6)		
		JD13 (注6)	JD14 (注6)					JD13 (注6)	JD14 (注6)		
全 国	東経124度 (JCSAT-4A)	JD15 (注6)	JD16 (注6)		JD15 (注6)	JD16 (注6)		0.075			
		JD1	JD2	JD3	JD1	JD2	JD3				
		JD4	JD5	JD6	JD4	JD5	JD6				
		JD7	JD8	JD9	JD7	JD8	JD9				
		JD10	JD11	JD12	JD10	JD11	JD12				
		JD13	JD14	JD15	JD13	JD14	JD15				
		JD16			JD16						

(注1) (略)

(注2) これらの周波数で使用させることができる放送番組の数は、超短波放送の場合1、テレビジョン放送の場合80程度 (これらのうち、それぞれ1放送番組は放送大学学園が委託して行わせるもの。)、データ放送の場合1とする。

(注3)～(注6) (略)

第13 デジタル放送 (標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。) による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等 (放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。)

一般放送事業者が委託により行わせる放送 (注1) (注2) (注3)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
--------	----------------	---------------	---------------

全 国	東経124度 (JCSAT-4)	JD25 (注4) (注5)			0.060	全 国	東経124度 (JCSAT-4)	JD25 (注4) (注5)			0.060
		JD1 (注6)	JD2 (注6)					JD1 (注6)	JD2 (注6)		
		JD3 (注6)	JD4 (注6)					JD3 (注6)	JD4 (注6)		
		JD5 (注6)	JD6 (注6)					JD5 (注6)	JD6 (注6)		
		JD7 (注6)	JD8 (注6)					JD7 (注6)	JD8 (注6)		
		JD9 (注6)	JD10 (注6)					JD9 (注6)	JD10 (注6)		
		JD11 (注6)	JD12 (注6)					JD11 (注6)	JD12 (注6)		
		JD13 (注6)	JD14 (注6)					JD13 (注6)	JD14 (注6)		
全 国	東経124度 (JCSAT-4A)	JD15 (注6)	JD16 (注6)		JD15 (注6)	JD16 (注6)		0.075			
		JD1	JD2	JD3	JD1	JD2	JD3				
		JD4	JD5	JD6	JD4	JD5	JD6				
		JD7	JD8	JD9	JD7	JD8	JD9				
		JD10	JD11	JD12	JD10	JD11	JD12				
		JD13	JD14	JD15	JD13	JD14	JD15				
		JD16			JD16						

(注1) (略)

(注2) これらの周波数で使用させることができる放送番組の数は、超短波放送の場合100程度、標準テレビジョン放送の場合210程度 (これらのうち、それぞれ1放送番組は放送大学学園が委託して行わせるもの。)、データ放送の場合30程度とする。

(注3)～(注6) (略)

第13 デジタル放送 (標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。) による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等 (放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。)

一般放送事業者が委託により行わせる放送 (注1) (注2) (注3)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
--------	----------------	---------------	---------------

全 国	東経110度 (N-SAT-110)	ND2 ND4 ND6 ND8 ND10 ND12 ND14 ND16 ND18 ND20 ND22 ND24	0.120	全 国	東経110度 (N-SAT-110)	ND2 ND4 ND6 ND8 ND10 ND12 ND14 ND16 ND18 ND20 ND22 ND24	0.120
(注1) (略) (注2) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経 110 度人工衛星デジタル放送の周波数で使用するることのできる放送番組の数は、 <u>テレビジョン放送の場合 90 程度、データ放送の場合 2</u> とする。 (注3)、(注4) (略)				(注1) (略) (注2) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経 110 度人工衛星デジタル放送の周波数で使用するることのできる放送番組の数は、 <u>超短波放送の場合 150 程度、標準テレビジョン放送の場合 80 程度、高精細度テレビジョン放送の場合 20 程度、データ放送の場合 36 程度</u> とする。 (注3)、(注4) (略)			

○放送法施行規則（昭和 2 5 年電波監理委員会規則第 1 0 号）

変 更 案	現 行
<u>附 則 （平成 1 9 年 月 日総務省令第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>第二条 この省令の施行の際現に放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するデ</u> <u>ジタル放送のうち、この省令による改正前の別表第一号十一から十四までに規定す</u> <u>る標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を委託して行わせる放送の</u> <u>種類として放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の認</u> <u>定を受けている者は、この省令による改正後の同表十一から十四までに規定するテ</u> <u>レビジョン放送を委託して行わせる放送の種類として同項の認定を受けた者とみな</u> <u>す。</u> 別表第一号（第一条の二関係） 一～十 （略） 十一 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務 用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送以外のデジ タル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するもの を除く。） (1) 超短波放送 一般放送事業者が委託により行わせる放送 <u>(2) テレビジョン放送</u> <u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u>	別表第一号（第一条の二関係） 一～十 （略） 十一 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務 用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送以外のデジ タル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するもの を除く。） (1) 超短波放送 一般放送事業者が委託により行わせる放送 <u>(2) テレビジョン放送</u> <u>標準テレビジョン放送</u> <u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u>

- (3) データ放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

十二 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。）

- (1) 超短波放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送
- (2) テレビジョン放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

- (3) データ放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

十三 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送以外のデジタル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。）

- (1) 超短波放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送
- (2) テレビジョン放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

- (3) データ放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

十四 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務

- (3) データ放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

十二 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。）

- (1) 超短波放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送
- (2) テレビジョン放送
ア 標準テレビジョン放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

- イ 高精細度テレビジョン放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

- (3) データ放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

十三 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送以外のデジタル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。）

- (1) 超短波放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送
- (2) テレビジョン放送
標準テレビジョン放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

- (3) データ放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送

十四 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送（放送衛星業務

用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。) (1) 超短波放送 一般放送事業者が委託により行わせる放送 <u>(2) テレビジョン放送</u> <u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u> (3) データ放送 一般放送事業者が委託により行わせる放送 十五～一八 (略) 別表第 2 号～別表第 11 号 (略) 別表第12号 (第17条の 9 関係) 委託放送業務認定申請書 年 月 日 総務大臣殿 郵便番号 住所 (ふりがな) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 委託放送業務の認定を受けたいので、放送法第52条の13第 2 項の規定により申請します。	用の周波数以外の周波数を使用する東経一一〇度人工衛星デジタル放送。有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。) (1) 超短波放送 一般放送事業者が委託により行わせる放送 <u>(2) テレビジョン放送</u> <u>ア 標準テレビジョン放送</u> <u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u> <u>イ 高精細度テレビジョン放送</u> <u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u> (3) データ放送 一般放送事業者が委託により行わせる放送 十五～一八 (略) 別表第 2 号～別表第 11 号 (略) 別表第12号 (第17条の 9 関係) 委託放送業務認定申請書 年 月 日 総務大臣殿 郵便番号 住所 (ふりがな) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 委託放送業務の認定を受けたいので、放送法第52条の13第 2 項の規定により申請します。
---	---

委託して行わせる放送の種類（注１）	
希望する委託の相手方	
委託の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置（注２）	
委託して行わせる放送に関し希望する周波数（注３）	
業務開始の予定期日	
委託放送事項（注４）	
欠格事由の有無（注５）	☐ 有 ☐ 無

注１

- （１）放送衛星業務用の周波数を使用する放送を委託して行わせる委託放送業務の場合は、「超短波放送」、「標準テレビジョン放送」、「データ放送」、「高精細度テレビジョン放送」のように記載するとともに、有料放送を委託して行わせるものにあつては「超短波放送（有料放送を含む。）」のように記載し、デジタル放送を委託して行わせる場合は「標準テレビジョン放送（デジタル放送）」のように記載すること。
- （２）放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する放送を委託して行わせる委託放送業務の場合は、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載するとともに、有料放送を委託して行わせるものにあつては、「超短波放送（有料放送を含む。）」のように記載し、デジタル放送を委託して行わせる場合は「テレビジョン放送（デジタル放送）」のように記載すること。

委託して行わせる放送の種類（注１）	
希望する委託の相手方	
委託の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置（注２）	
委託して行わせる放送に関し希望する周波数（注３）	
業務開始の予定期日	
委託放送事項（注４）	
欠格事由の有無（注５）	☐ 有 ☐ 無

注１

「超短波放送」、「標準テレビジョン放送」、「データ放送」、「高精細度テレビジョン放送」のように記載するとともに、有料放送を委託して行わせるものにあつては「超短波放送（有料放送を含む。）」のように記載し、デジタル放送を委託して行わせる場合は「標準テレビジョン放送（デジタル放送）」のように記載すること。

注2 (略)

注3

(1)～(4) (略)

(5) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送を委託して行わせる委託放送業務の場合は、次のように記載すること。

(第17条の12の規定により一の申請書により二以上の委託放送業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 周波数 12.3456GHz

シンボル数 (合計) 13.99Mbaud

超短波放送

シンボル数 0.16125Mbaud (補完放送 (データ) を含む。※)

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

テレビジョン放送 (他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数 13.2275Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。※)

スロット数 22スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

走査方式等 一本おき/1125本、順次/750本

注2 (略)

注3

(1)～(4) (略)

(5) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送を委託して行わせる委託放送業務の場合は、次のように記載すること。

(第17条の12の規定により一の申請書により二以上の委託放送業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 周波数 12.3456GHz

シンボル数 (合計) 13.99Mbaud

超短波放送

シンボル数 0.16125Mbaud (補完放送 (データ) を含む。※)

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

標準テレビジョン放送 (高精細度テレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

基準シンボル数 (合計) 13.2275Mbaud

スロット数 (合計) 22スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

走査方式等 一本おき/525本

第1番組

基準シンボル数 4.20875Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。※)

基準スロット数 7スロット

第2番組

(削除)

データ放送

シンボル数 0.60125Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

※ 補完放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数を明記すること。

注4、注5 (略)

基準シンボル数 4.20875Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。※)

基準スロット数 7スロット

第3番組

基準シンボル数 4.81000Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。※)

基準スロット数 8スロット

高精細度テレビジョン放送

シンボル数 13.22750Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。※)

スロット数 22スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

走査方式等 一本おき/1125本、順次/750本

データ放送

シンボル数 0.60125Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

※ 補完放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数を明記すること。

注4、注5 (略)

○平成 1 1 年郵政省告示第 7 7 6 号

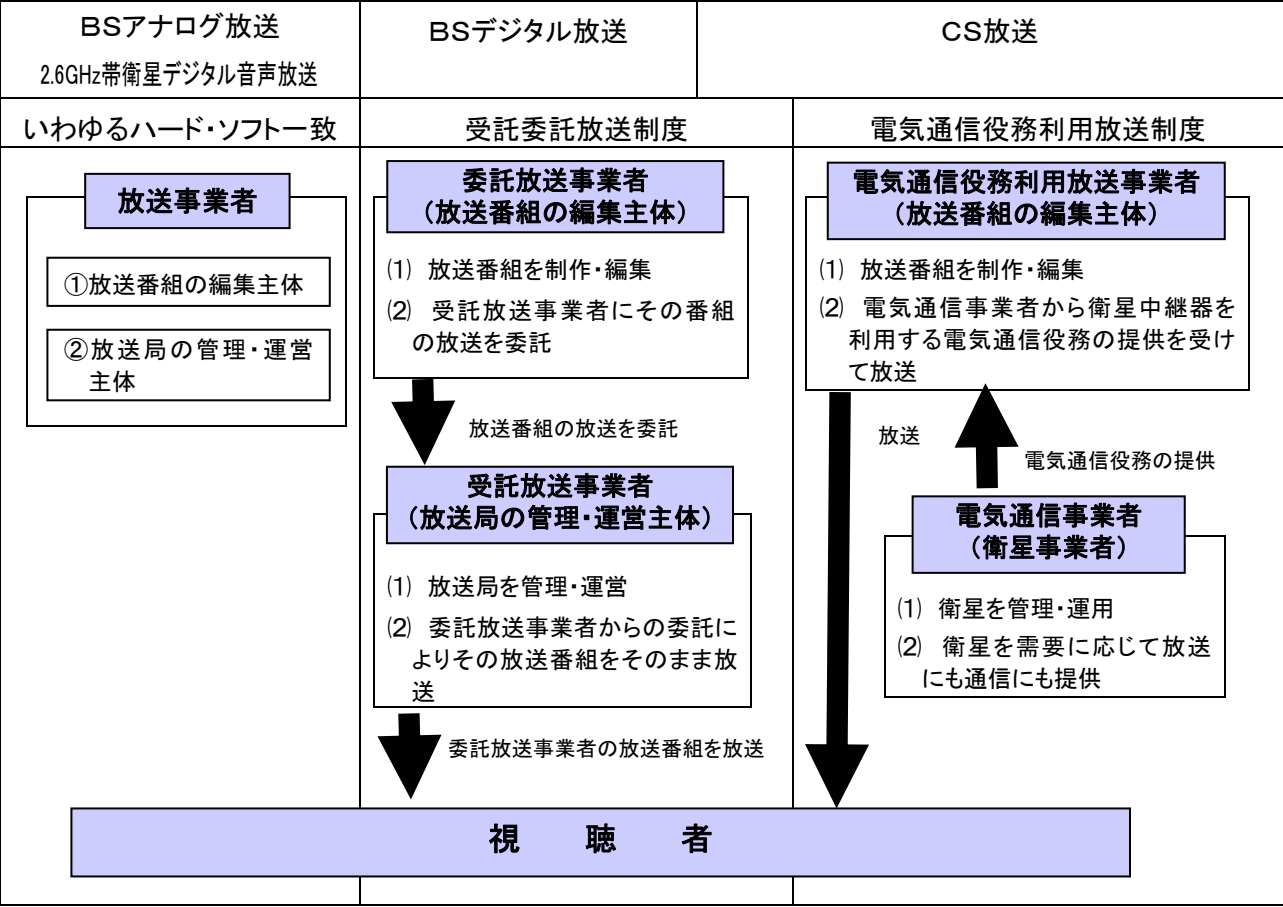
(放送法施行規則第 1 7 条の 1 9 第 3 項第 4 号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件)

変 更 案	現 行
一 (略) 二 放送法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の十四第一項、第二項又は第三項の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」という。）を指定された委託放送事業者が、次に掲げる変更をしようとするとき 1、2 (略) 3 少ない伝送容量等で送信が可能なデジタル符号化装置、走査方式及び一の映像の走査線数等の導入によりその指定された伝送容量等を減少するとき <u>4 前項の場合において、当該委託放送事業者が、減少する伝送容量等の範囲内で、他の委託放送業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加するとき</u> <u>5～7 (略)</u> <u>8 複数の委託放送業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）の認定を受けている者が、当該委託放送業務の合計伝送容量等の範囲内で、一部の委託放送業務を廃止するとともに他の委託放送業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加するとき</u> 三～六 (略)	一 (略) 二 放送法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の十四第一項、第二項又は第三項の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」という。）を指定された委託放送事業者が、次に掲げる変更をしようとするとき 1～3 (略) <u>4～6 (略)</u> 三～六 (略)

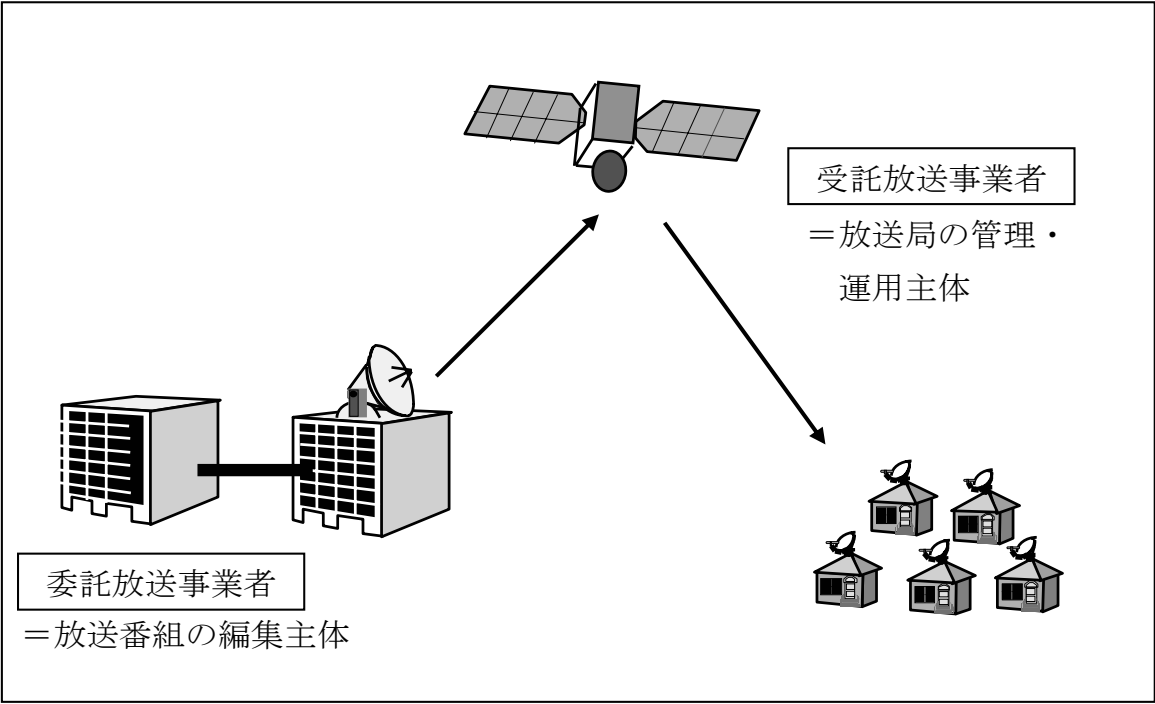
○放送法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 68 号）

変 更 案	現 行
第 1 章 総則 第 1 条～第 8 条 （略） （委託放送事項の変更の基準） 第 9 条 法第 52 条の 17 第 1 項の規定による委託放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第 7 条の規定を準用して審査するとともに、当該委託放送事項の変更により当該委託放送業務の同一性が失われないかどうかを審査し、第 7 条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。 <u>ただし、複数の委託放送業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）の認定を受けている者が、当該委託放送業務の伝送容量等（一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。）の合計の範囲内で、一部の委託放送業務を廃止するとともに他の委託放送業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する委託放送業務の委託放送事項に、廃止する委託放送業務の委託放送事項の全部又は一部を加える場合は、委託放送業務の同一性は失われないものとみなす。</u> 別紙（第 7 条関係） （略）	第 1 章 総則 第 1 条～第 8 条 （略） （委託放送事項の変更の基準） 第 9 条 法第 52 条の 17 第 1 項の規定による委託放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第 7 条の規定を準用して審査するとともに、当該委託放送事項の変更により当該委託放送業務の同一性が失われないかどうかを審査し、第 7 条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。 別紙（第 7 条関係） （略）

ア 衛星放送に関する制度の比較



イ 受託委託放送制度



意見募集に提出された意見とそれに対する総務省の考え方

提出順

No	意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
1	匿名	(意見) 今回の省令等改正案は、110度CS放送のハイビジョン化の促進に向け一定の意義のあるものです。ただし、そのハイビジョン化は、視聴者保護と各チャンネルの専門性や多様性の確保を重視し、委託放送事業者や番組供給事業者の経営判断により自主的に行われるべきものと考えます。 (理由) 今回の省令等改正案は、110度CS放送のハイビジョン化の促進に向け、伝送容量の変更が簡便になるなど委託放送事業者と番組供給事業者の今後のチャンネル運営にとって一定の意義のあるものだと考えます。 ただし、ハイビジョン化には標準画質の3倍程度の伝送容量が必要となり、多様なサービスの提供には個々の委託放送事業者の帯域内での調整では必要な伝送容量を確保できず、いくつかのチャンネルを廃止するか統合せざるを得なくなります。 今回の改正案でもハイビジョン化のためのチャンネルの廃止、統合が想定されていますが、無理な形のチャンネルの廃止や統合は、110度CS放送の視聴者保護とCS放送の最大の魅力である番組の専門性と多様性確保の点から決して望ましいことではありません。それぞれに特色を持ったCSチャンネルには固有のファンがあり、ハイビジョン化のために既存のチャンネルが見られなくなる事態は視聴者にとって大きなマイナスとなります。また、異なった特色を持つチャンネルの合併も視聴者にとって望ましいことではないと思われます。 チャンネル廃止や統合は、有料視聴契約件数がようやく30数万世帯にまで成長してきた、110度委託放送事業者と番組供給事業者の事業基盤を根こそぎ覆す事に繋がりがかねません。各委託放送事業者と番組供給事業者の株主やステークホルダーにも大きな影響を与え、社会問題となることも予想されます。 ハイビジョン化は時代の趨勢で、もとより各チャンネルが望むところではありますが、ハイビジョン化の現実的な推進は各委託放送事業者と番組供給事業者の固有の条件を十分見定めながら、視聴者保護とCS番組の専門性、多様性の確保を第一に進めるべきものと考えます。CSのハイビジョン化は緒についたばかりであり、スケジュールに縛られるのではなく、トランスポンダーの利用状況、視聴者の視聴動向、事業性など各委託放送事業者、番組供給者の経営判断により自主的に行われるべきであると考えます。	賛成の御意見として承ります。 なお、ご指摘の点については今後のご要望として承ります。

No	意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
2	株式会社QVC ジャパン	(1) 放送法施行規則の一部を改正する省令案 CSデジタル放送の委託業務に関する「委託して行わせる放送の種類」については、「標準テレビジョン放送」「高精度テレビジョン放送」の区分を撤廃し「テレビジョン放送」とすることに賛成致します。 (2) 昭和63年郵政省告示第660号（放送普及基本計画）の一部を変更する告示案 ア）東経110度人工衛星デジタル放送以外のデジタル放送 視聴者保護の観点からも、チャンネルのHD化については、委託放送事業者の移行ペースに配慮した進捗が必要である イ）東経110度人工衛星デジタル放送 強固な資本・グループ関係があり複数チャンネルを保有する委託放送事業者及び番組供給事業者が有利になるHD化促進の制度については、HD化の機会を放送事業者に平等に与えるという観点に立って、検討が必要と考える。また上記とは異なる委託放送事業者がHD化を推進する場合、返上された周波数を優先的に分配するなどの制度は必要である	賛成の御意見として承ります。 なお、ご指摘の点については今後のご要望として承ります。
3	株式会社スカイ パーフェクト・コ ミュニケーションズ	当社は、CSデジタル放送のハイビジョン化推進のための関連省令案等の改正について、今後のCSデジタル放送の普及・発展に資するものとして、賛成いたします。 なお、今回の改正は、「衛星放送の将来像に関する研究会」報告書を踏まえたものであるとされていますが、同報告書にて検討を行うことが適当であるとされたその他の制度整備（「委託放送業務を行う事業の譲渡に伴う地位の承継の制度化」「マスメディア集中排除原則の緩和」等）につきましても、早期の制度化を希望します。 また、CS放送における事業環境については、ケーブルテレビ事業者など他メディアとの競争が一段と激しくなっております。CS放送の普及のためには、他メディアとの競争条件の同一化が必要であり、今後も市場のニーズに合わせた放送サービスの提供ができるよう、更なる規制緩和の実施に向けて、引き続き検討を続けることを希望します。	賛成の御意見として承ります。

No	意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
4	(株)第一興商	結 論：一部反対 反対する箇所： 「放送普及基本計画」変更案第2-3-(3)-イ 東経110度人工衛星デジタル放送超短波放送の項目・記載が削除されている点。 削除により、「放送系により放送することのできる放送番組の数の目標」について現行150程度がゼロになるとの解釈を前提に、反対。 反 対 理 由： 番組を「標準テレビジョン放送」から「高精細度テレビジョン放送」にする際、広帯域化が求められ、その準備・対策として番組の目標数を制限せざるを得ない事情については已むを得ない事と理解できる。 しかし、一方において国民（視聴者）が選択できる多様なコンテンツを用意できる素地を整えること並びに節度ある表現・発信の自由も確保されねばならず、その意味においていきなり「150→0」というのは如何なものか。 また、この改正により、東経110度人工衛星デジタル放送での超短波放送枠を利用した放送（例えば現在のCS放送128度デジタル多チャンネルラジオ「スターデジオ」）への道が今後閉ざされることになることとすれば、企業活動の自由度・国民文化の向上発展にとって足枷となる懸念もある。 特に、元々東経124・128度の衛星放送が存在していたところ、「高機能・高画質」を差別化のポイントとして東経110度人工衛星デジタル放送が後発スタートした経緯がある。近時、「高画質化」のみが追求され、110度の持つ「高機能」とりわけ超短波放送とデータ放送が、削除もしくは大幅な減少となっているところに、政策としての一貫性の見地から問題無しとしない。	放送番組の数の目標は、放送法により「放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める」こととされていますが、現状においては、東経110度CSデジタル放送における超短波放送に対する需要は乏しいものと認識しています。 ただし、今後、需要及び参入希望者の合理的事業見通しが示されれば、数の目標を見直すことを排除するものではありません。
5	匿名	1. 放送法施行規則の一部を改正する省令案 賛成致します。 2. 放送普及基本計画の一部を変更する告示案 今回の変更は実情に合わせた変更と理解し賛成致しますが、今後も社会情勢・実態に合わせた数値設定・変更をお願い致します。 3. 放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案 上記同様 4. 平成11年郵政省告示第776号の一部を変更する告示案 賛成致します 5. 放送法関係審査基準の一部を変更する訓令案 賛成致します。 6. その他 CSデジタル放送の高画質化は、CSデジタル放送業界全体の課題と認識し、今回の制度改正は、高画質化問題を前進させる為に必要なものと捉えるものの、視聴者保護や多チャンネル放送の魅力・特性が失われないよう今後も留意の程お願い致します。	賛成の御意見として承ります。

No	意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
6	株式会社キッズステーション	意見募集対象（１）「放送法施行規則の一部を改正する省令案」につき賛成。 110度CSデジタル放送の「標準テレビジョン放送」と「高精細度テレビジョン放送」の区分撤廃を行う改正主旨に賛成致します。	賛成の御意見として承ります。
7	J S A T 株式会社	【意見】 本改正案に賛同する。 【理由】 今回の放送法施行規則の改正案は、テレビジョン放送の区分において標準テレビジョン放送と高精細度テレビジョン放送の区分撤廃、及び、現在認定を有する合計伝送容量の範囲内において、各番組の伝送容量の変更を可能とするなど、HD化を推進するものであり、委託放送事業者の利便性向上及び視聴環境の向上へ寄与する有益な改正であると考え、本事案に賛同いたします。	賛成の御意見として承ります。
8	株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング	改正案に賛成いたします。 なお、今回の改正案に含まれないケースとして、HD化を検討するに際し、伝送容量の増加分を当該委託放送業務合計伝送容量の範囲外へ求める場合も想定されるかと考えております。 このような場合にも、HD番組を視聴者ニーズに応じ迅速かつ柔軟に提供できるようにするために、事業譲渡に伴う地位の承継を可能とする所要の制度整備を引き続きご検討頂けますようお願い申し上げます。 またHD化による伝送容量増加に伴い、一部のSD番組の放送を地位の承継や番組供給などの形で、当該委託放送業務合計伝送容量の範囲外へ求める場合につきましても、放送法関係審査基準第9条の審査基準緩和をご検討頂けますようお願い申し上げます。	賛成の御意見として承ります。 なお、ご指摘の点については今後のご要望として承ります。

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年3月14日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について
(平成19年3月14日 諮問第15号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(金澤課長補佐、田口係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 32 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があったもの。

項 目	申 請 の 概 要
1 変更しようとする契約条項	別紙のとおり
2 変更しようとする理由（概要は参考資料参照）	普通契約のカラー契約への統合 平成 19 年 10 月より、普通契約をカラー契約に統合し、名称を「地上契約」に変更するとともに、衛星普通契約を衛星カラー契約に統合し、名称を「衛星契約」に変更するため、受信規約について規定の整備を行うもの。 なお、施行日にもなお白黒テレビのみを設置している場合は、施行日以降も普通契約又は衛星普通契約を継続する経過措置を設ける。
3 契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響	契約条項の変更による平成 19 年度収支予算における増収額と支出額の見込みは、次のとおり。 普通契約のカラー契約への統合 増収額 影響を及ぼすものではない 支出額 0.8 億円
4 施行予定期日	平成 19 年 10 月 1 日からとする。 付則第 3 項による経過措置は、平成 19 年 6 月 1 日からとする。

2 変更の必要性

協会においては、今回の受信規約変更の必要性を次のとおり考えている。

普通契約のカラー契約への統合

白黒テレビは、国内生産中止から約 20 年が経過し、テレビの白黒受信が極めて少なくなっていることを踏まえ、普通契約をカラー契約に統合し、視聴者にとって簡素でわかりやすい受信料体系とする。また、普通契約者に対してカラー受信を行っている場合は、カラー契約へ変更することを定期的に要請しているが、不適切な申告による契約の可能性が存在していると考えられ、普通契約のカラー契約への統合を行うことにより、こうした不適切な契約の可能性を排除し、視聴者の不信感を解消して受信料制度への理解の促進を図るものである。

3 検討結果

協会から申請のあった受信規約の変更については、その内容について検討したところ、次のとおりであることから、認可をすることは適当であるものと認められる。

変更内容	検討結果
普通契約のカラー契約への統合	普通契約のカラー契約への統合は、視聴者にとって簡素でわかりやすい受信料体系とすることに資するとともに、本規約の変更により、真に白黒テレビのみで放送を受信している契約者以外は地上契約に移行することとなり、不適切な契約の可能性が排除され、適正かつ公平な契約を締結することに資するものでもあり、その必要性は認められる。 また、真に白黒テレビのみで放送を受信している契約者は、経過措置により、契約者の利益は保護されることから、その合理性は認められる。

4 認可時期

平成19年度の協会の事業が開始される日までに国会が協会の平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画を承認した場合には、当該承認の日をもって認可することとする。

普通契約のカラー契約への統合の概要

1. 変更内容

(1) 平成 19 年 10 月より、契約種別を以下のとおり統合

普通契約をカラー契約に統合し、名称を「地上契約」に変更

衛星普通契約を衛星カラー契約に統合し、名称を「衛星契約」に変更

付則第 2 項により、カラー契約または普通契約もしくは衛星カラー契約または衛星普通契約を締結している者は、平成 19 年 10 月 1 日に地上契約または衛星契約にそれぞれ変更したものとみなす

(2) 白黒受信のみを行う契約者は、普通契約を継続する経過措置を設ける

付則第 3 項により、平成 19 年 6 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において普通契約又は衛星普通契約を締結している者については、経過措置適用申請書を協会に提出し、平成 19 年 10 月 1 日にもなお白黒テレビのみを設置している場合は、平成 19 年 10 月 1 日以降も、当分の間、変更前の規約の契約種別及び受信料額を適用する

2. 普通契約等の現状

(1) 白黒テレビ保有台数の減少

- ・ 白黒テレビは、昭和 62 年に国内生産が中止されてから約 20 年が経過
- ・ 全世帯のテレビ平均所有台数は 2.67 台、うち白黒テレビ平均所有台数は 0.002 台

(NHK 受信実態調査より)

※1 有効標本 2,853 世帯のうち、白黒テレビ所有世帯は 7 世帯、所有台数計 7 台
いずれの所有世帯も、ほかにカラーテレビを所有している

※2 本調査はサンプル調査であるため、誤差が存在する

(2) 普通契約等件数の減少

- ・ 平成 18 年度末の普通契約等（地上系又は衛星系によるカラー受信を除く放送受信契約）件数は約 32 万件の見込み
- ・ 契約総数に占める普通契約等件数の割合は 0.9% まで減少

契約種別ごとの受信契約数

(万件)

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末(見込)
契約総数	3,662	3,618	3,619
普通契約等	37	35	32
うち普通契約	35	33	30
衛星普通契約	2	2	2
普通契約等の割合	1.0%	1.0%	0.9%

3. 「NHK経営計画」及び平成19年度収支予算における位置付け

- ・普通契約のカラー契約への統合は、「NHK経営計画」及び平成19年度収支予算において、以下のとおり位置付けられている

平成18年度～20年度 NHK経営計画（抜粋）

3-5 受信料を公平に負担していただくための施策

より公平で合理的な受信料体系への改定

- (ii) 普通契約（白黒契約）のカラー契約への一本化・・・（略）を、平成19年度中に実施することを検討します。

平成19年度収支予算（抜粋）

予算総則

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。（以下略）

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別（平成19年9月30日まで）

（略）

契約種別（平成19年10月1日以降）

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結している者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合、平成19年10月1日以降も、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年9月30日までの契約種別を適用する。（以下この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。）

支払区分

（略）

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(部分は、変更部分)

変更後	現行規定
(放送受信契約の種別) 第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。 <u>地上契約</u> ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 <u>衛星契約</u> ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約 <u>特別契約</u> ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は<u>地上契約</u>、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は<u>衛星契約</u>を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は<u>特別契約</u>を締結するものとする。 (放送受信契約の単位) 第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。 5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、<u>衛星契約</u>を締結するものとする。	(放送受信契約の種別) 第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。 <u>カラー契約</u> ……衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約 <u>普通契約</u> ……衛星系によるテレビジョン放送の受信および地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約 <u>衛星カラー契約</u> ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約 <u>衛星普通契約</u> ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約 <u>特別契約</u> ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる<u>カラー</u>テレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は<u>カラー契約</u>、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる<u>白黒</u>テレビジョン受信機を設置した者は<u>普通契約</u>、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる<u>カラー</u>テレビジョン受信機を設置した者は<u>衛星カラー契約</u>、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる<u>白黒</u>テレビジョン受信機を設置した者は<u>衛星普通契約</u>を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は<u>特別契約</u>を締結するものとする。 (放送受信契約の単位) 第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。 5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、<u>次の順位で適用した種別の放送受信契約</u>を締結するものとする。 (1) <u>衛星カラー契約</u> (2) <u>衛星普通契約</u> (3) <u>カラー契約</u> (4) <u>特別契約</u>

変更後					現行規定				
(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。					(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。				
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円	カラー契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円		訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円	普通契約	口座振替等	855円	4,890円	9,550円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円		訪問集金	905円	5,190円	10,130円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円	衛星カラー契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円		訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
					衛星普通契約	口座振替等	1,800円	10,330円	20,160円
						訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円
					特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
						訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円
この表において「口座振替等」とは、第3項第1号から第3号までに定める口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいう。 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。 3 第1項の規定において、「口座振替等」とは、口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいい、「口座振替」、「継続振込」、「クレジットカード継続払」および「訪問集金」とは、次の各号に定めるところによる。(以下この規約の各条項において同じとする。) (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局等においてNHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 (3) クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (4) 訪問集金 NHKの集金取扱者への支払いなど口座振替等以外の方法による支払いをいう。 4 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。 (1) 衛星契約 (2) 地上契約					この表において「口座振替等」とは、第3項第1号から第3号までに定める口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいう。 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。 3 第1項の規定において、「口座振替等」とは、口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいい、「口座振替」、「継続振込」、「クレジットカード継続払」および「訪問集金」とは、次の各号に定めるところによる。(以下この規約の各条項において同じとする。) (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局等においてNHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 (3) クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (4) 訪問集金 NHKの集金取扱者への支払いなど口座振替等以外の方法による支払いをいう。 4 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。 (1) 衛星カラー契約 (2) 衛星普通契約 (3) カラー契約 (4) 特別契約				

変更後	現行規定																								
(多数契約一括支払に関する特例) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。	(多数契約一括支払に関する特例) 第5条の2 衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星カラー契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。																								
<table><tr><th rowspan="2">契約種別ごとの契約件数</th><th colspan="2">契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額</th></tr><tr><th>衛星契約</th><th>特別契約</th></tr><tr><td>50件未満</td><td>200円</td><td rowspan="3">90円</td></tr><tr><td>50件以上100未満</td><td>230円</td></tr><tr><td>100件以上</td><td>300円</td></tr></table>	契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		衛星契約	特別契約	50件未満	200円	90円	50件以上100未満	230円	100件以上	300円	<table><tr><th rowspan="2">契約種別ごとの契約件数</th><th colspan="2">契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額</th></tr><tr><th>衛星カラー契約</th><th>衛星普通契約 特別契約</th></tr><tr><td>50件未満</td><td>200円</td><td rowspan="3">90円</td></tr><tr><td>50件以上100未満</td><td>230円</td></tr><tr><td>100件以上</td><td>300円</td></tr></table>	契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約	50件未満	200円	90円	50件以上100未満	230円	100件以上	300円
契約種別ごとの契約件数		契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額																							
	衛星契約	特別契約																							
50件未満	200円	90円																							
50件以上100未満	230円																								
100件以上	300円																								
契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額																								
	衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約																							
50件未満	200円	90円																							
50件以上100未満	230円																								
100件以上	300円																								
2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例または第5条の4に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用することはない。 (団体一括支払に関する特例) 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、訪問集金による放送受信料額から、1件あたり月額250円を減じて支払うものとする 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、訪問集金による放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、250円に次条第1項の表または別表2に定める額を加算したものとする。	2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例または第5条の4に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用することはない。 (団体一括支払に関する特例) 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、訪問集金による放送受信料額から、1件あたり月額250円を減じて支払うものとする。 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、訪問集金による放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、250円に次条第1項の表または別表2に定める額を加算したものとする。																								
(同一生計支払に関する特例(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕)) 第5条の4 別に定める要件を備えた学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者(以下この項において「対象契約者」という。)が、口座振替等によりその放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともしする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、口座振替等により本条の特例を受けることなくその放送受信料を支払うものである限り、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、対象契約者がその通学または通勤のための住居に設置した受信機についての放送受信料を、口座振替等による放送受信料額から、その契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。	(同一生計支払に関する特例(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕)) 第5条の4 別に定める要件を備えた学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者(以下この項において「対象契約者」という。)が、口座振替等によりその放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともしする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、口座振替等により本条の特例を受けることなくその放送受信料を支払うものである限り、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、対象契約者がその通学または通勤のための住居に設置した受信機についての放送受信料を、口座振替等による放送受信料額から、その契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。																								
<table><tr><th></th><th>減ずる月額</th></tr><tr><td>地上契約</td><td>445円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>760円</td></tr><tr><td>特別契約</td><td>335円</td></tr></table>		減ずる月額	地上契約	445円	衛星契約	760円	特別契約	335円	<table><tr><th></th><th>減ずる月額</th></tr><tr><td>カラー契約</td><td>445円</td></tr><tr><td>普通契約</td><td>285円</td></tr><tr><td>衛星カラー契約</td><td>760円</td></tr><tr><td>衛星普通契約</td><td>595円</td></tr><tr><td>特別契約</td><td>335円</td></tr></table>		減ずる月額	カラー契約	445円	普通契約	285円	衛星カラー契約	760円	衛星普通契約	595円	特別契約	335円				
	減ずる月額																								
地上契約	445円																								
衛星契約	760円																								
特別契約	335円																								
	減ずる月額																								
カラー契約	445円																								
普通契約	285円																								
衛星カラー契約	760円																								
衛星普通契約	595円																								
特別契約	335円																								
2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額から、前項の規定に基づきその契約種別に応じて減ずる月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表2に掲げる額とする。	2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額から、前項の規定に基づきその契約種別に応じて減ずる月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表2に掲げる額とする。																								

変更後	現行規定
(放送受信料の免除) 第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。 3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。 (NHKの免責事項および責任事項) 第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、<u>衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。</u> 付 則 (施行期日) 1 この規約は、平成19年10月1日から施行する。ただし、付則第3項については、平成19年6月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規約施行の際、変更前の規約の規定によりカラー契約または普通契約を締結している者もしくは衛星カラー契約または衛星普通契約を締結している者は、この規約施行の日に地上契約または衛星契約にそれぞれ変更したものとみなす。 3 平成19年6月1日から平成19年9月30日までの間において普通契約または衛星普通契約を締結している者については、平成19年9月30日までの間に、NHKが定める経過措置適用申請書をNHKに提出し、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、平成19年10月1日以降も、当分の間、変更前の規約の契約種別および受信料額に関する規定を適用する。NHKは、この適用について、必要な確認を行なうことができる。 (以下、この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。) 4 <u>経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、前項の規定にかかわらず、この規約を適用する。</u>	(放送受信料の免除) 第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびに<u>カラー</u>テレビジョン受信機または白黒テレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。 3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。 (NHKの免責事項および責任事項) 第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、<u>衛星カラー契約のときはカラー契約の料額、衛星普通契約のときは普通契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。</u> 付 則 (施行期日) この規約は、平成18年4月1日から施行する。ただし、<u>第5条の2第2項、第5条の3第2項および第5条の4については、平成18年12月1日から、第6条第8項については、平成18年6月1日から施行する。</u>

変更後

別表 1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第 5 条第 2 項関係）

種 別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
地上契約	口座振替等	1, 190 円	6, 810 円	13, 280 円
	訪問集金	1, 240 円	7, 110 円	13, 860 円
衛星契約	口座振替等	2, 135 円	12, 250 円	23, 890 円
	訪問集金	2, 185 円	12, 550 円	24, 470 円

別表 2 沖縄県の区域内に居住する者の同一生計支払に関する特例における契約種別に応じて減ずる月額（第 5 条の 4 第 2 項関係）

	減ずる月額
地上契約	3 9 5 円
衛星契約	7 0 5 円

現行規定

別表 1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第 5 条第 2 項関係）

種 別	支払区分	月額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
カラー契約	口座振替等	1, 190 円	6, 810 円	13, 280 円
	訪問集金	1, 240 円	7, 110 円	13, 860 円
普通契約	口座振替等	<u>700 円</u>	<u>4, 050 円</u>	<u>7, 920 円</u>
	訪問集金	<u>750 円</u>	<u>4, 350 円</u>	<u>8, 500 円</u>
衛星カラー契約	口座振替等	2, 135 円	12, 250 円	23, 890 円
	訪問集金	2, 185 円	12, 550 円	24, 470 円
衛星普通契約	口座振替等	<u>1, 645 円</u>	<u>9, 490 円</u>	<u>18, 530 円</u>
	訪問集金	<u>1, 695 円</u>	<u>9, 790 円</u>	<u>19, 110 円</u>

別表 2 沖縄県の区域内に居住する者の同一生計支払に関する特例における契約種別に応じて減ずる月額（第 5 条の 4 第 2 項関係）

	減ずる月額
カラー契約	3 9 5 円
普通契約	<u>2 3 5 円</u>
衛星カラー契約	7 0 5 円
衛星普通契約	<u>5 4 5 円</u>

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（受信契約及び受信料）

第三十二条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協会の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）、第九条の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第十一条第二項（定款変更の認可）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の命令）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第四十七条（放送設備の譲渡等の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第一項（有料放送の役務の料金の認可）、同条第四項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（契約条項の認可申請）

第七条 法第三十二条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 設定又は変更しようとする契約条項

二 設定又は変更しようとする理由

三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

四 実施しようとする期日

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年3月14日

日本放送協会に対する平成19年度国際放送実施命令について
(平成19年3月14日 諮問第16号)

日本放送協会に対する平成19年度委託協会国際放送業務実施命令について
(平成19年3月14日 諮問第17号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(大角課長補佐、山口)

電話：03-5253-5798

日本放送協会に対する平成19年度国際放送等実施命令について

I 国際放送（短波国際放送）

1 国際放送の現状

NHKは、現在、以下のとおり実施。

(1) 放送時間 1日延べ65時間

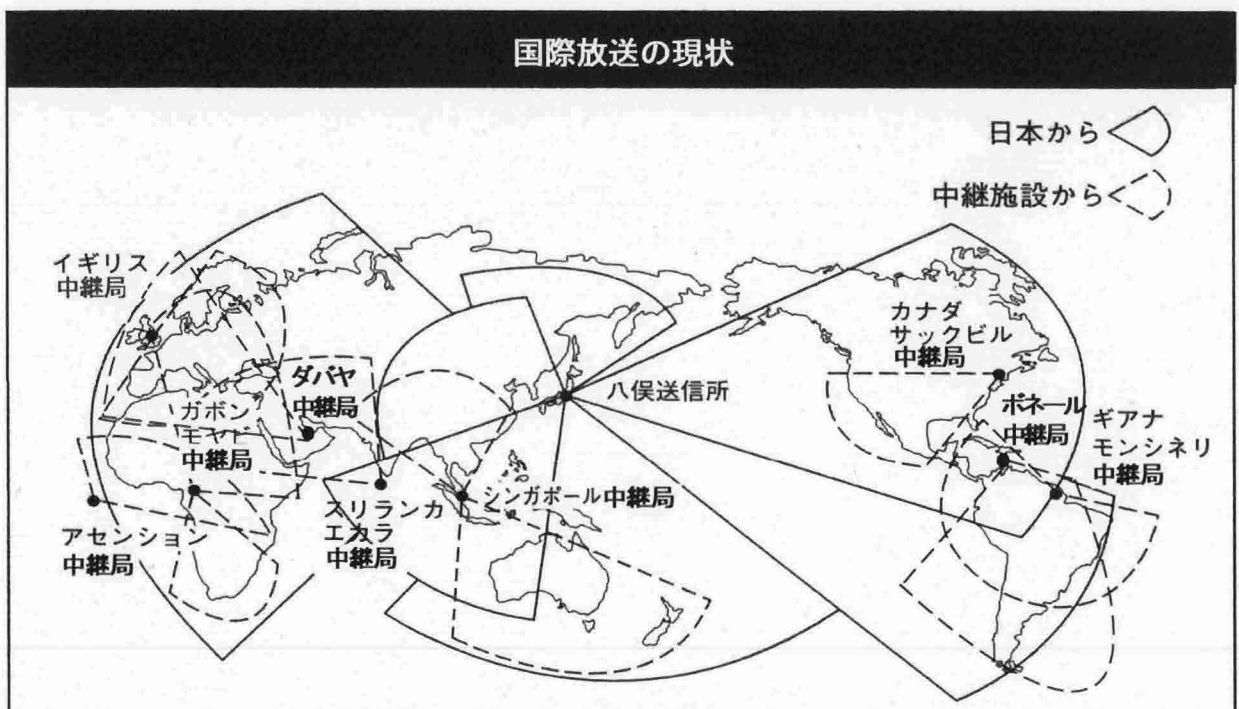
※10月からは1日延べ49時間20分となる予定。

(2) 放送区域 17区域（欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド）

(3) 使用言語 22言語（日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、マレー語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語、ドイツ語、スウェーデン語、イタリア語）

※10月からは、下線の言語を除く18言語での放送となる予定。

(4) 送信施設 国内送信所1か所（八俣送信所）、海外中継局9か所



2 実施命令のポイント

- (1) 放送法第33条第1項の規定に基づき、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を、下記3のとおり指定し、放送番組の編集及び放送は、放送法第44条第4項（国際放送の番組編集準則）及びこの命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定により協会が自己の業務として行う短波国際放送と一体として行うよう、国際放送の実施を命令することとする。
- (2) 政府において拉致問題に関する総合的な対策が推進される中、昨年11月、特に北朝鮮による日本人拉致問題に留意する旨を放送事項に追加・変更したところであるが、平成19年度においても、引き続きこの点について留意を促すこととする。

3 平成19年度国際放送実施命令

放送番組の編集及び放送は、放送法第44条第4項及びこの命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上を図るため同法第9条第1項第4号の規定による国際放送と一体として行うこと。

(1) 放送事項

- ① 放送事項は、次の事項に関する報道及び解説とする。

ア 時事

イ 国の重要な政策

ウ 国際問題に関する政府の見解

- ② 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

(2) 放送区域及び放送区域別送信空中線電力

放送区域及び放送区域別送信空中線電力は、次のとおりとする。

なお、各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

① 放送区域

欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド

② 放送区域別送信空中線電力

各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(3) 放送時間

放送時間については、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(4) 放送に用いる言語

放送区域別に当該区域の受信者に適した言語を用いること。

(5) 放送に関する周知

放送の内容等について十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(6) 国の費用負担

平成19年度における放送法第33条第1項の規定による国際放送の実施は、同法第

35条第1項の規定により国の負担する費用2,157,617千円の範囲で行うこと。
費用の交付に関する手続は、別に示すところによる。

(7) 実施期間

この命令の実施期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

(8) 報告事項

① 週間番組表の提出

放送区域別の週間番組表を作成し、速やかに提出すること。提出済みの週間番組表を変更しようとするときは、当該変更について届け出ること。

② 実施報告書の提出

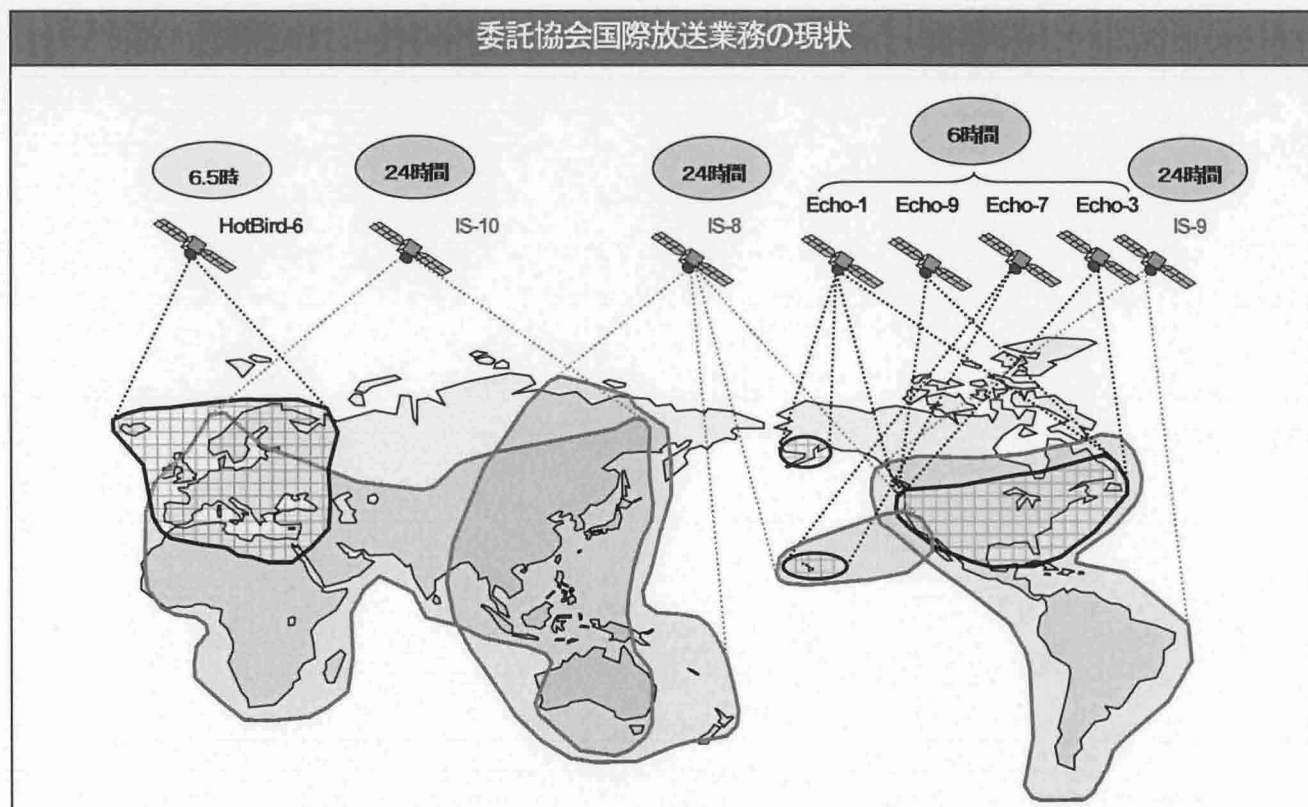
この命令に基づいて実施した国際放送について、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第5条第1号木の規定により、別に示す様式の実施報告書を月ごとに作成し、翌月15日までに提出すること

Ⅱ 委託協会国際放送業務（映像国際放送）

1 委託協会国際放送業務の現状

NHKは、現在、以下のとおり実施。

- (1) 放送時間 1日24時間 (Cバンド)
1日6.5時間程度 (Kuバンド、欧州地域)
1日6時間程度 (Kuバンド、北米地域)
- (2) 放送区域 ほぼ全世界
(北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア、大洋州)
- (3) 使用言語 2言語(日本語、英語)
- (4) 送信衛星 インテルサット社：IS-8、9、10 エコースター社：Echo-1、3、7、9
ユーテルサット社：HotBird-6
- (5) 受信方法 各衛星用の受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。



2 実施命令のポイント

- (1) 放送法第33条第1項の規定に基づき、NHKに対し、委託して放送させる区域、委託放送事項その他必要な事項を、下記3のとおり指定し、放送番組の編集及び放送の委託は、放送法第44条第4項（国際放送の番組編集準則）及びこの命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定により協会が自己の業務として行う委託協会国際放送業務と一体として行うよう、委託協会国際放送業務の実施を命令することとする。
- (2) 昨年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「外国人向けの映像による国際放送」を早期に開始することが明記されたところであり、これを踏まえ、外国人によって視聴されることに特に配慮することを促すこととする。

3 平成19年度委託協会国際放送業務実施命令

放送番組の編集及び放送の委託は、放送法第44条第4項及びこの命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上を図るため同法第9条第1項第4号の規定による委託協会国際放送業務と一体として行うこと。

また、外国人によって視聴されることに特に配慮すること。

(1) 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に関する報道及び解説とする。

- ① 時事
- ② 国の重要な政策
- ③ 国際問題に関する政府の見解

(2) 委託して放送をさせる区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア、大洋州

(3) 委託して放送させる時間

委託して放送させる時間については、委託して放送をさせる各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(4) 委託して行わせる放送に用いる言語

日本語及び英語を用いること。

(5) 委託して行わせる放送に関する周知等

委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。

(6) 国の費用負担

平成19年度における放送法第33条第1項の規定による委託協会国際放送業務の実施は、同法第35条第1項の規定により国の負担する費用300,000千円の範囲で行うこと。

費用の交付に関する手続は、別に示すところによる。

(7) 実施期間

この命令の実施期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

(8) 報告事項

① 週間番組表の提出

週間番組表を作成し、速やかに提出すること。提出済みの週間番組表を変更しようとするときは、当該変更について届け出ること。

② 実施報告書の提出

この命令に基づいて実施した委託協会国際放送業務について、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第5条第1号ホの規定により、別に示す様式の実施報告書を月ごとに作成し、翌月15日までに提出すること。